

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

産業振興総室（内線：7664）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
米子崎津地区中核工業団地基盤整備等推進事業	8,453	8,564	△111				8,453																																								
トータルコスト	9,247千円（前年度 9,369千円）[正職員：0.1人]																																														
主な業務内容	申請書の審査・補助金の交付手続																																														
工程表の政策目標（指標）	県外企業の誘致推進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る （平成19～30年度の間に企業立地件数150件）																																														
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 米子市の崎津団地において、米子市が行う道路等の基盤整備事業に要する経費の一部を補助し、整備の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 平成25年度は新規事業はなく、過去に米子市が実施した事業の起債償還に要する経費に対し補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業期間</th> <th colspan="4">補助額（千円）</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>H24まで</th> <th>H25</th> <th>H26以降</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅団地 幹線道路</td> <td>H10～11</td> <td>19,198</td> <td>2,016</td> <td>10,993</td> <td>32,207</td> <td>市負担額×1/2</td> </tr> <tr> <td>住宅団地 公園（用地）</td> <td>H11</td> <td>20,735</td> <td>1,471</td> <td>7,556</td> <td>29,762</td> <td>市負担額×10/10</td> </tr> <tr> <td>工業団地 進入路等</td> <td>H13～14</td> <td>35,583</td> <td>4,966</td> <td>20,243</td> <td>60,792</td> <td>市負担額×1/2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>75,516</td> <td>8,453</td> <td>38,792</td> <td>122,761</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*市負担額＝起債元利償還額から交付税措置額を控除した額</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・平成11年6月に、県と米子市で、今後の負担割合等を定めた「崎津団地開発に関する覚書」を締結した。 ・これまでに住宅団地幹線道路、団地環状線、市道葭津21号線が整備された。 ・崎津団地は長年活用されてこなかったが、平成24年度大規模太陽光発電所の立地が決まった。</p>									区分	事業期間	補助額（千円）				補助率	H24まで	H25	H26以降	計	住宅団地 幹線道路	H10～11	19,198	2,016	10,993	32,207	市負担額×1/2	住宅団地 公園（用地）	H11	20,735	1,471	7,556	29,762	市負担額×10/10	工業団地 進入路等	H13～14	35,583	4,966	20,243	60,792	市負担額×1/2	合計		75,516	8,453	38,792	122,761	
区分	事業期間	補助額（千円）				補助率																																									
		H24まで	H25	H26以降	計																																										
住宅団地 幹線道路	H10～11	19,198	2,016	10,993	32,207	市負担額×1/2																																									
住宅団地 公園（用地）	H11	20,735	1,471	7,556	29,762	市負担額×10/10																																									
工業団地 進入路等	H13～14	35,583	4,966	20,243	60,792	市負担額×1/2																																									
合計		75,516	8,453	38,792	122,761																																										
米子崎津地区中核工業団地承水路維持管理事業	1,958	1,958	0				1,958																																								
トータルコスト	2,752千円（前年度 2,763千円）[正職員：0.1人]																																														
主な業務内容	申請書の審査・補助金の交付手続																																														
工程表の政策目標（指標）	県外企業の誘致の推進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る （平成19～30年度の間に企業立地件数150件）																																														
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 米子市に移管した崎津団地の承水路（準用河川）について、米子市が行う維持管理事業の一部を補助し、承水路の適切な管理を図る。</p> <p>2 主な事業内容 米子市が行う水質調査、樋門管理、浚渫、清掃に要する経費の一部（1/2）を補助する。 事業費 3,915千円、県補助額 1,958千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・昭和61年4月に県・米子市・崎津公社が、今後の負担割合等を定めた「財団法人米子崎津地区開発促進公社の運営に関する覚書」を締結した。 ・崎津団地は長年活用されてこなかったが、平成24年度大規模太陽光発電所の立地が決まった。</p>																																															

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

産業振興総室（内線：7664）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
境港竹内工業団地 企業立地促進補助 金	7,700	4,700	3,000				7,700	
トータルコスト	8,494千円（前年度 11,941千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の交付手続							
工程表の政策目標（指標）	県外企業の誘致の推進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進：県内企業の新增設の増加を図る							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 境港竹内工業団地に立地した企業に対して、分譲用地取得額の一部を補助する。								
2 主な事業内容 過去に境港竹内工業団地の用地を購入して分割納付を行っている企業5社に対し、補助金を交付する。								
(1) 補助事業の概要								
・補助対象者 竹内団地の用地を取得した企業								
・補助対象額 同団地の用地取得額								
・補助率 用地取得代金の100分の20								
・限度額 10億円								
(2) 所要経費								
5企業：7,700千円								
3 これまでの取組状況、改善点								
(1) 昭和61年度に制度を創設した。								
(2) 竹内団地へ立地した企業68社に対して、補助金を交付している。								
(3) 平成20年4月に企業局が分譲価格を大幅に引き下げたことに伴い、当該補助金は新規の認定を行わないことにしている。								
(4) 分譲の状況（H24.10月現在）								
・工業用地面積 82.7ha								
・分譲済面積 54.8ha								
・賃借済面積 11.9ha								
・分譲可能面積 16.0ha								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

産業振興総室(内線:7664)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出	起 債	その他	一般財源	
大震災被災企業 等操業継続支援 事業	0	3,148	△3,148					
トータルコスト	0千円(前年度7,171千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>平成24年度で事業終了。</p> <p>(事業の概要)</p> <p>東日本大震災による被災企業の一時的な生産の場を県内で提供し、被災企業の事業継続を支援することを目的として、一時的に事業移転・操業するために必要な初期費用の支援を行う。</p> <p>(成果)</p> <p>認定企業1社(伯耆町)に対し所要額を支援した。 恒久的な移転に対する支援は、企業立地事業補助金の中の、震災等からのリスク分散に対する加算措置により対応する。</p>								
「もっと働きたい!」を応援する鳥取県雇用促進事業	0	28,000	△28,000					
トータルコスト	0千円(前年度36,046千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>平成24年度で事業終了。</p> <p>(事業の概要)</p> <p>厳しい雇用情勢に鑑み、新增設や経営革新等により新たな雇用の確保に努めた事業主に対し奨励金を支給し、県内企業への雇用促進を図る。 (本事業は、平成22年2月～平成23年3月末までに雇用された正規雇用者が対象。)</p> <p>(成果)</p> <p>平成22年2月以降、新規雇用した事業主に奨励金を支給した。 正規雇用創出奨励金:171人、大量雇用創出奨励金:98人</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7246）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 製造業新分野展開緊急支援事業	37,500	0	37,500				37,500	
トータルコスト	39,089千円（前年度 0千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	商工団体との連絡調整、補助金交付事務など							
工程表の政策目標（指標）	県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等への支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

○日本家電業界の大再編に象徴されるように厳しい経済環境が続く中、県内製造業においても既存事業での受注継続が困難な企業が多数発生している。こうした状況の中、このような製造業者が、鳥取県経済成長戦略で定める戦略的推進分野(注)へ新たに事業展開・転換するための経費に対し補助金を交付し、製造業者の存続・発展を図る。  
(本事業は平成25年度及び平成26年度の2ヶ年度間、緊急支援事業として実施。)

(注)【戦略的推進分野】

環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、観光ビジネス、健康・福祉サービス関連産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、農林水産資源ビジネス

2 主な事業内容

○新分野転換支援補助金

対象者	次の全てを満たす製造業者 ①事業環境の変動により、従来どおりの受注が困難であること。 ②鳥取県経済成長戦略分野で定める戦略的推進分野へ新たに進出すること。 ③従業員が10人以上50人未満であること。 ※知事特認有（三洋電機事業再編等特例）
補助率	3/4
上限額	15,000千円
対象経費	新分野進出に係る経費 〔新分野進出に係る試行的な調査・検討、マーケティング戦略策定、商品企画・開発・評価、人材雇用、人材育成、販路開拓に要する経費等〕
雇用要件	人員削減を伴う場合は1割まで。但し、原状回復計画を有すること。
事業期間	最長24ヶ月（債務負担行為期間：平成26年度～27年度）

※本事業は、9月及び11月補正予算措置事業「県内主要製造業再生支援事業」(注)を補完するもの。

(注)【県内主要製造業再生支援事業】

〈対象者〉

県が再生プログラムを認定した製造業者

・従業員50人以上で、3割以上の人員削減を行い、削減前の9割以上の雇用回復計画を有すること。

・本県を拠点として、グローバルに事業展開を行い、先進的技術を活用して新たな市場を開拓する中期計画を有すること。

〈支援内容〉

研究開発、人材育成、設備投資、貨物利用経費の一部を補助

3 これまでの取組状況、改善点

電気機械関連等大手国内メーカーの事業再編により、県内製造業者の受注減・事業縮小が懸念されることから、雇用規模50人未満の製造業者に対しても緊急支援を行う必要がある。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
雇用維持企業再構築研究開発補助金	73,190	142,786	△69,596				73,190	

トータルコスト 73,984千円（前年度 143,591千円）[正職員：0.1人]

主な業務内容 審査会開催、補助金の交付決定・支払 など

工程表の政策目標（指標） 提案型企業へのステップアップ支援：市場価値の高い商品作りや効果的な販売実施のため、企業の意識啓発、デザイナー活用やマーケティング力強化への支援

事業内容の説明

1 事業の目的・概要  
国内製造業の事業統合・再編の動きが強まる中、取引先との関係が大きく変わる場合等急激な外部環境の変化を受ける事業者で、現状の県内雇用の維持を目指し、新製品の開発や既存製品の生産効率化等による受注確保に向けた研究開発を行う事業者に対し、その経費の一部を助成し、県内製造業の雇用維持、競争力強化を図る。

2 事業内容  
<所要経費> (単位：千円)

区 分	予 算 額
補助金 ※うちH25新規分 30,000千円 (交付決定枠は60,000千円 債務負担行為期間：平成26年度～27年度)	73,073
審査会運営事務費	117
合 計	73,190

- <補助事業>
- ① 主な対象者要件
    - ・ 県内製造業の中小企業が、雇用維持のために新製品の開発、既存製品の改良又は既存製品の生産効率化等による受注確保に向けた研究開発を行うこと
    - ・ 研究開発後に予定する事業に従事する従業員数（配置転換を含む）が3人以上であること
    - ・ 県内の関連事業所を含めた全体の従業員について1年間又は研究開発期間のいずれか長いほうの期間、雇用を維持すること（義務）
    - ・ 県内の関連事業所を含めた全体の従業員について7年間雇用を維持するよう努力すること
  - ② 補助率
    - ア. 新製品の開発、既存製品の改良に係るもの：3分の2
    - イ. 既存製品の生産効率化等に係るもの：2分の1
  - ③ 上限額
    - ア. 新製品の開発、既存製品の改良に係るもの：20,000千円
    - イ. 既存製品の生産効率化等に係るもの：10,000千円
  - ④ 期間 最大24カ月
  - ⑤ 対象経費 研究開発に係る経費（原材料費、機械器具費、技術指導費、委託費 等）

3 これまでの取組状況、改善点  
 ・平成23年度当初から本補助事業を創設し、雇用維持のために行う研究開発に対する支援を行っている。  
 ・平成25年1月時点で9件 100,435千円（計163人が本補助対象事業に従事する計画）の補助金交付決定を行っている。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
経営革新支援事業	219,299	228,369	△9,070			〈雑入〉 12	219,287	
トータルコスト	230,421千円（前年度239,633千円）〔正職員：1.4人 非常勤職員：0.8人〕							
主な業務内容	経営革新計画の承認・フォロー、補助金の交付決定・支払、企業表彰の審査・実施 など							
工程表の政策目標（指標）	県内中小企業者の経営革新支援：県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加 （計画承認件数の増加：440件、計画達成企業割合の増加：60%）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内産業の高付加価値化を図るため、県内中小企業における経営革新計画の策定を促し、計画に基づく新事業展開や経営向上に向けた取組に対して支援する。

※ 経営革新計画とは、中小企業新事業活動促進法に基づき中小企業者が作成する、新商品開発や新たなサービス展開等の取組と具体的な数値目標（付加価値額：年平均3%以上、経常利益：年平均1%以上）を含んだ中期（3～5年）のビジネスプラン

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
経営革新支援補助金	116,330	経営革新計画を実施するために行うマーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓に係る経費を助成（H25新規分 80,000千円） （1）対象企業：経営革新計画承認企業 （2）補助金額：上限5,000千円/件 （3）補助率：1/2以内 （4）実施期間：最大24ヶ月（債務負担行為：H26～H27）
経営革新大賞	1,159	経営革新計画終了企業のうち、経営の向上が顕著であり他の模範となる企業を知事表彰し、併せて受賞企業の取組を紹介した事例集を作成する。（表彰件数：5件）
経営革新承認審査会	362	外部審査員を交え、より客観的で専門性のある審査を行うことにより、計画の精度を高める。 （外部審査員の報償費及び旅費）
正規雇用創出奨励金	96,000	経営革新計画の承認日時点から純増した人数分について、1人当たり100万円（正規雇用後、6月ごとに50万円）の奨励金を支給する。
（新）非常勤職員人件費	2,448	経営革新正規雇用創出奨励金及び県版経営革新支援事業等の業務（主に計画認定等）に従事する非常勤職員人件費
標準事務費	3,000	
計	219,299	

3 これまでの取組状況、改善点

【指標】計画承認件数の増加：440件（H20～H30年度までに）→【現状】210件（H25.1.17現在）

【指標】計画達成企業割合の増加：60%（H30年度に）→【現状】32%（H24調査）

商工団体による計画承認企業への定期訪問による進捗状況の把握を行い、承認企業の達成率向上を図る体制を構築してきている。

また、計画の精度を高めるため、平成23年度から外部審査員を活用し、より客観的で専門性のある審査を行うよう、審査体制の見直しを行っている。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県版経営革新支援事業	384,650	226,600	158,050				384,650	
トータルコスト	387,033千円（前年度 229,014千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	鳥取県版経営革新計画の認定、補助金交付決定・支払等							
工程表の政策目標（指標）	県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加、県版経営革新の推進（県版経営革新計画の認定：H24年度～H26年度 600件）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新規事業・販路開拓に活路を見出す中小・零細企業のチャレンジを支援するため、経営革新支援事業を強化し、経営革新に取り組む企業数の増加を図る。

2 主な事業内容

県内中小企業者（全ての業種が対象）が策定する新たな取組に関する1～2年の短期計画について、県が『鳥取県版経営革新計画』として認定し、その認定者に対する支援など以下の取組を実施する（目標：3年間で600社認定）。これにより、県内中小企業者に成功体験を提供し、経営革新への意欲を高める。

(1) 法認定経営革新計画と鳥取県版経営革新計画の制度比較

	法認定経営革新計画	鳥取県版経営革新計画
認定要件	3～5年の計画であり、付加価値額年率3%以上及び経常利益年率1%以上が向上し、当該企業にとって新たな取組であり、ビジネスを展開するエリアにおいて相当程度普及していないもの。	1～2年の計画であり、付加価値額、経常利益、売上のいずれかが増加し、当該企業にとって新たな取組であること。

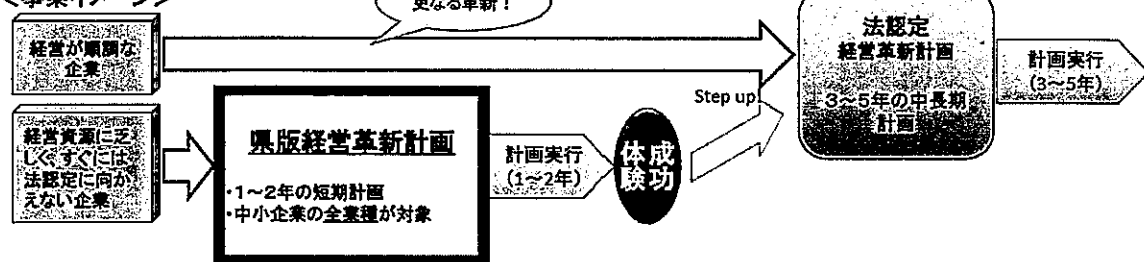
(2) 支援内容

①補助金 288,000千円 （交付決定枠 200,000千円）	商工団体経由の間接補助金 補助率：1/2 上限額：1,000千円 ※1社1回に限る [事業例]小ロット注文に対応した納期短縮配送システムの構築、HP作成等のICT導入、海外展開に向けた新商品開発、POSシステムを活用した在庫・販売管理システムの構築及び蓄積データと顧客情報を連携させた販売拡大等
②正規雇用奨励金 90,000千円	雇用増を伴う事業展開を支援・促進するため、計画承認日時点の従業員数と雇用後6ヶ月経過後の申請日時点を比較し、純増した人数分の奨励金を支給する（H26.3.31までに雇用した者が対象、1,000千円/人）。
③その他 6,650千円	本事業により発生する補助金等事務に係る事務費を商工団体へ補助する。（6,600千円） 県版経営革新大賞副賞（50千円）

3 これまでの取組状況、改善点

経営革新支援事業の強化策として、経営革新に取り組む企業の裾野を広げることにより、経営革新に取り組む企業数の増加を図る（平成25年1月時点 認定企業数259件）。

<事業イメージ>



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
共同受注促進支援モデル事業	18,000	0	18,000				18,000	
トータルコスト	18,794千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業進捗に係る関係機関調整会議の開催など							
工程表の政策目標（指標）	県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加、県版経営革新の推進（県版経営革新計画の認定：H24年度～H26年度 600件）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内製造業の共同受注の推進を図るため、協同組合等県内中小企業グループが、販売力・製品開発力など経営資源を相互に活用した受注拡大に向けた取組を支援する。

2 主な事業内容

鳥取県中小企業団体中央会、（公財）鳥取県産業振興機構の支援を受けながら県内の協同組合又は中小企業グループが共同受注に取り組む次の経費を助成する。

補助金名	共同受注促進支援モデル事業補助金
補助事業者	協同組合又は組織化を前提とした中小企業グループ
補助対象事業	・共同受注可能な製品開発に係る研究開発事業 ・商談会参加などの販路開拓事業
補助率	・補助対象事業費6,000千円までは2/3以内 ・それを超える部分につき1/2以内
補助金上限額	1組合・中小企業グループあたり1千万円
補助事業実施期間	最長24か月

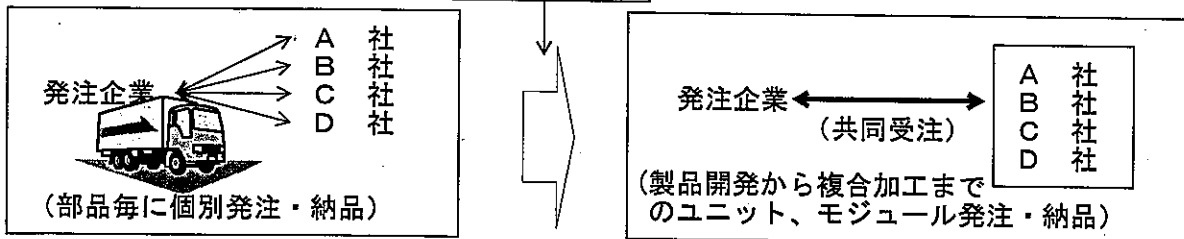
3 これまでの取組状況、改善点

【平成24年度実績（2回公募）】

応募総数：2件

採択件数：2件（住宅エクステリア関係、LED照明灯関係）

[共同受注のイメージ]





平成25年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用・農商工連携促進事業	44,613	3,281	41,332				44,613	
トータルコスト	54,146千円（前年度 12,936千円）[正職員：1.2人]							
主な業務内容	地域資源活用・農商工連携促進に係る支援ネットワークの推進、農商工連携コーディネーターの設置、食品加工施設整備補助金の運営など							
工程表の政策目標（指標）	地域資源活用及び農商工連携等による地域産業の活性化；地域資源活用及び農商工連携による事業化件数の増加並びに成長（上場等）企業の創出（地域資源活用への助成：100件、農商工連携への助成：100件）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本県の豊かな地域資源、研究シーズの活用や、農林漁業者と商工業者が互いの経営資源を持ち寄り、連携して新商品・新サービスの創出を行う取組を推進するため、支援機関によるネットワークの運営、専門コーディネーターの設置を行う。</p> <p>また、県内での農産物一次加工の促進を図るため、食品加工施設整備に係る費用を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1)「農商工こらぼ現地支援チーム」の運営（2,049千円）</p> <p>平成21年4月より県内3か所（東部・中部・西部県民局）に設置している農商工連携の取組に関する支援機関ネットワーク「農商工こらぼネット」による個別相談対応業務と、公的支援策活用に向けた支援や研究機関による技術的アドバイス等を行う。</p> <p>&lt;構成：各農林局・県民局、各商工団体、(地独)鳥取県産業技術センター、(公財)鳥取県産業振興機構 他&gt;</p> <p>(2)農商工連携コーディネーターの設置（7,564千円）</p> <p>(公財)鳥取県産業振興機構の農商工連携専門コーディネーター2名を配置し、入口・出口戦略（売れる商品企画、マッチング、販路開拓等）を見据えた支援を行う。</p> <p>①マッチング担当 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場に出向いての案件の掘り起こし、企業同士の紹介、支援メニューの紹介</li> <li>マーケティングを通じた売れる商品の現場への企画提案・フィードバック など</li> </ul> <p>②販路開拓担当 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的ネットワークを活かした販路開拓、バイヤーを招いての商談会開催 など</li> </ul> <p>(3)鳥取県食品加工施設整備補助金（35,000千円）</p> <p>県内食品加工業におけるバリューチェーン（付加価値連鎖）の構築を促すため、県内に不足している加工機能を有する大規模で通年稼働できる食品加工施設の整備促進を行うもの。</p> <p>①補助対象者：県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業</p> <p>②補助率・上限額：1/3以内 35,000千円</p> <p>③補助対象経費：農産物加工に係る施設・機械整備費（水産、畜産は対象外）</p> <p>④農産物利用要件（事業計画終了時において達成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕入金額の30%以上を県内農林水産物とすること</li> <li>県内に事業所をおく事業者からの受託生産額割合が30%以上であること</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>【指標】地域資源活用の助成：100件（H30年度までに）→【現状】86件（H25.1月時点）</p> <p>【指標】農商工連携の助成：100件（H30年度までに）→【現状】55件（H25.1月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代・地域資源産業育成事業（H19創設：H19～29）、農商工連携促進ファンド事業（H21創設：H21～31）により新たな取組の創出を推進している。また、支援機関による農商工こらぼネットにおいて相談窓口業務を行うとともに、定期的に情報共有し、連携して技術支援等を実施する。</li> <li>農商工連携の普及啓発イベント「こらぼdeジャンプ！」については、H22～H24年度の3年間実施し、広く県民向けに農商工連携の概念や取組手法の普及啓発を行うという当初の目的は達せられたものとしてH24年度で終了し、今後は農商工連携に取り組もうとする事業者に対して、より実践的な支援を行うため、(公財)鳥取県産業振興機構において「(仮称)農商工連携セミナー・マッチング相談会」を行うこととする。</li> </ul>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
美容・健康商品創出支援事業	45,000	35,000	10,000				45,000	
トータルコスト	50,561千円（前年度37,414千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	委託研究契約締結・進捗管理など							
工程表の政策目標（指標）	地域資源活用及び農商工連携等による地域産業の活性化：地域資源活用及び農商工連携による事業化件数の増加並びに成長（上場等）企業の創出							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の農林水産資源を宝として活用し、新たな産業創出を目指すものとして、産学官連携による推進体制の構築と、県内試験研究機関・高等教育機関を主体とした県内農林水産資源の機能性素材の開発を行い、もってそれらを活用する取組事業者の拡大、事業者間連携の促進と、科学的根拠のある優れた美容（化粧品等）・健康（サプリメント等）商品の開発を推進する。

2 主な事業内容

(1) 美容・健康商品創出プロジェクトチーム（PT）

H23.6に設置した産学官による美容・健康商品創出PT（とっとり農商工こらぼ研究コンソーシアム農林水産物加工促進部会内に設置）が推進母体となり、事業を運営する。

(2) 県内美容・健康商品素材の開発委託（委託先：県産業技術センター又は鳥取大学）

本試験（後期） 45,000千円（債務負担行為：H26年度）

H24年度に契約した本試験（前期）の3品目（らっきょう、きのこ、はとむぎ）について、美容・健康商品創出PTが研究成果の評価を行い、後期試験を行う意義があると判断された場合に実施する。

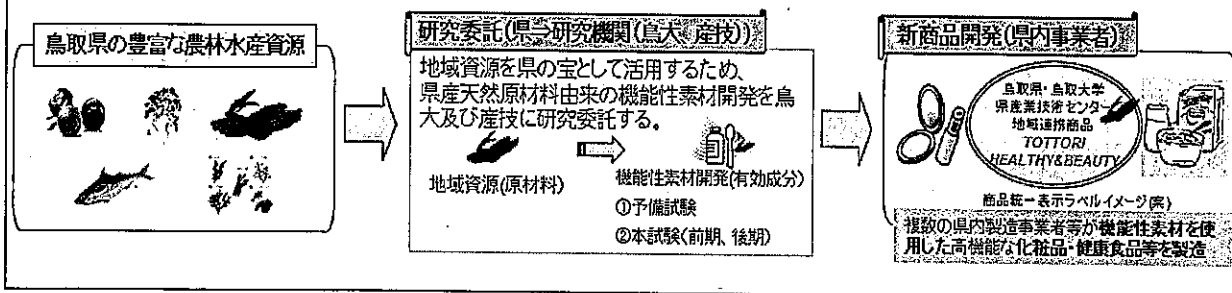
3 これまでの取組状況、改善点

平成23、24年度に下表のとおり委託研究を実施中である。このうち、美容・健康商品創出PTにて、次段階の試験を行う意義があると判断された品目を選定し委託試験を継続実施する。

委託研究の成果については、特許案件も数件発生しており一定の成果は出てきているところであり、今後は、これらの成果を素材メーカー及び最終製品製造業者へPRを行い、県内農林水産物由来の機能性成分により付加価値を高めた商品の創出を図るものとする。

	本試験（後期）		本試験（前期）	
品目	カニ・梨	はとむぎ	きのこ	らっきょう
委託先	鳥取大学	産業技術センター	産業技術センター	鳥取大学
委託期間	H24.8～H25.8	H24.3～H25.3	H25.8～H25.8	H25.8～H25.8
委託金額	15,000千円	9,000千円	10,000千円	10,000千円
選定期期 (美容健康PT)	H25.8で終了	H25.2	H25.7	H25.2

【事業イメージ】



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業	78,410	86,146	△7,736				78,410	

トータルコスト 79,999千円（前年度 87,755千円）[正職員：0.2人]

主な業務内容 (公財)鳥取県産業振興機構との連絡調整、交付金交付事務など

工程表の政策目標(指標) 県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等への支援

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新たな技術や経営ノウハウ等を武器に新規市場を開拓しようとする革新的な中小企業＝「ベンチャー企業」を創出・育成することで、県経済の活性化及び雇用創出に資することを目的とする。

鳥取県から国内外に打って出ようとする高付加価値を生み出す可能性を秘めたベンチャー企業に対し、創業前から成長軌道に乗るまでの間、技術や経営ノウハウ等の評価、販路開拓、資金調達その他経営に関する諸課題について、企業の状況に応じた総合支援を行う。

2 主な事業内容

(1)ベンチャー企業育成専門員配置による総合支援

①創業支援センターグループの活動費(4,867千円)

○(公財)鳥取県産業振興機構に設けた創業支援センターが、企業毎に担当者を定め、経営者のパートナーとして各種課題に対し総合支援を行う。

○ベンチャー企業と信頼の高い専門家、試験研究機関、大学等をマッチングするなどして、当該企業が有する新たな技術や経営ノウハウ等について、十分な理解と評価を受け、さらに磨き上げることでビジネスに結びつくよう支援する。

②専門家との顧問契約(2,625千円)

○技術評価、法務、会計、その他企業経営に係る諸課題に関し、創業支援センター(又はベンチャー企業)が専門家(技術専門家、試験研究機関、大学、経営コンサルタント等)にタイムリーにかつ深く相談できるようなバックアップ体制を構築する。

③ベンチャー企業支援補助金(68,000千円のうちH25新規枠45,000千円)

○活発な起業を促進するため、創業に係る経費及び創業直後一定期間に要する家賃など一般的な管理費を対象とした補助金を交付し、創業時の資金負担を大きく軽減する。

○交付先選定には、外部有識者を含む審査会を開催する。

○補助金制度概要

運営主体	(公財)鳥取県産業振興機構
対象者	戦略的推進分野(8分野+3戦略)又は電気機械分野に属する事業を行い又は行う予定があり、創業支援センターグループの支援を受ける者(※第二創業者を除く)
補助率	1/2以内
上限額	5百万円
期間	最大24カ月(債務負担行為期間:最長平成28年3月末まで)

(2)ビジネスプランコンテスト&シンポジウム開催事業(2,918千円)

起業家の掘り起こし並びに事業の高度化を目的とし、技術やビジネスモデルに関して専門家が客観的な評価・アドバイスを行うビジネスプランコンテストを開催する。

また、コンテスト表彰式に合わせ、起業成功者による講演及びコンテスト受賞者による発表会等で構成するシンポジウムを開催する。(運営主体:(公財)鳥取県産業振興機構)

3 これまでの取組状況、改善点

実績重視の取引慣行が強い日本においては、信用力や営業力に乏しいベンチャー企業が十分な理解と評価を受けることが難しく、また、創業時の家賃など一般的な管理費に係る資金負担が大きいため、ベンチャー企業の起業及び成長が進みにくい状況である。

こうした状況の中、平成23年度6月補正予算で当事業を措置し、これまで12社(H24.12末現在)に対しベンチャー企業支援補助金を交付決定済みである。

引き続きベンチャー企業の創出と育成による県経済の活性化及び雇用創出に取り組む。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ICT（情報通信技術）企業底力アップ支援事業	95,053	83,239	11,814				95,053	
トータルコスト	103,791千円（前年度 92,894千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務（募集・審査・交付など）、関係者との連絡調整・情報収集など							
工程表の政策目標（指標）	情報産業の振興：本県の情報産業戦略を構築するとともに、産業を支える高度人材の育成							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ICT産業をはじめ県内における新たな雇用創造に向けた「雇用創造1万人プロジェクト」を推進するため、ICT企業の競争力を強化し鳥取県経済成長戦略を推進・加速する。 具体的には、ICT企業と戦略的推進分野との連携による新たなビジネスモデルの開発への支援や県外進出に伴う新たな県内正規雇用者に係る奨励金支給、ICT産業界が共同で行う人材育成の支援を行う。 ※ICT・・・情報通信技術</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 戦略的推進分野ICT化ビジネスモデル開発支援補助金（50,167千円） 鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野の企業・団体等と県内ICT企業の連携により進めるICT化ビジネスモデルの開発に係る経費の一部を補助する。 ・補助対象者：戦略的推進分野の県内企業・団体等と連携する県内ICT企業 ・補助率：2/3 ・補助上限額：10,000千円 ・補助期間：最長12か月 ・予算額：新規分20,000千円 ※新規の交付決定限度額：40,000千円（債務負担行為 平成26～27年度） 平成24年度交付決定分30,000千円、審査会経費167千円</p> <p>(2) 打って出るICT企業支援奨励金（1,000千円） ・支給対象者：県内に本社（本店）を有するICT企業 ・支給内容：県外進出に伴い県内従業員を県外へ派遣する際、その派遣従業員の代替として県内にて新たに雇用する者一人あたり500千円の奨励金を支給する。 （雇入れ日より6か月ごとに250千円支給。） ・予算額：1,000千円（奨励金250千円×4人分）</p> <p>(3) 情報通信産業における人材育成支援事業補助金（1,500千円） 県内ICT産業界が共同で行う人材育成に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象者：一般社団法人鳥取県情報産業協会 ・補助率：1/3 ・補助上限額：1,500千円</p> <p>(4) 中高生プログラミングコンテスト知事賞交付（50千円） ・一般社団法人鳥取県情報産業協会が主催する中高生を対象としたプログラミングコンテストの優秀者に知事賞及び副賞（図書カード5万円分）を交付する。</p> <p>(5) その他 ○標準事務費（100千円） ○クラウドサービスビジネスモデル開発支援補助金平成23・24年度交付決定分（42,236千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 「鳥取県版クラウドサービスビジネスモデル事業」及び「ICT産業人材育成支援事業」を本事業へ統合し、ICT産業振興施策として一本化。 開発支援補助金については、クラウドサービスビジネスモデル開発支援補助金を戦略的推進分野ICT化ビジネスモデル開発支援補助金へ統合する。 ICT産業において人材は極めて重要な経営資源であり、引き続き高度ICT人材の育成に向けて継続支援する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
まんがコンテンツ ビジネスチャレン ジ事業	12,242	6,346	5,896				12,242	
トータルコスト	13,831千円（前年度 7,955千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	審査会の開催、補助金の交付決定、支払など							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県内事業者が、まんが・アニメ等を用いたコンテンツビジネスにチャレンジすることを支援し、県内コンテンツ産業の創出・育成・振興を推進することにより、県民所得の増加及び効果的雇用の創出を図ることを目的とする。まんが・アニメ等コンテンツ産業を活性化し、そのビジネス展開により「まんが王国とっとり」を盛り上げ、新たな成長産業として振興する。</p> <p>2 主な事業内容 ○まんがコンテンツビジネスチャレンジ補助金（12,242千円） まんが・アニメ等のコンテンツを活用したビジネスにチャレンジする企業を支援するため、優秀なビジネスプランの実施に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者：県内に事務所又は事業所を有するもの</li> <li>・補助率：2/3</li> <li>・補助上限額：2,000千円</li> <li>・補助期間：最長12か月</li> <li>・予算額：新規分6,000千円（2,000千円×3件） （債務負担行為期間：平成26年度） 平成24年度交付決定分6,000千円、審査会経費242千円</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点 【平成24年度実績（2回募集 H24.10、H25.1）】 応募総数：4件 採択件数：3件（見込み）※平成25年2月採択予定を含む</p> <p>今年度は、国際まんが博も開催され、コンテンツ関連事業者のリソース（資金・人材等）不足だったこともあり、応募総数は4件にとどまった。 しかし県内コンテンツ関連事業者からの支援施策ニーズは強い。 今年度は、米子市角盤町のアルファビル竣工やデジタルハリウッド米子校開校など、県西部を中心に確実にコンテンツ産業が芽吹きつつある状況である。 このような状況を踏まえ、国際まんが博後の継続したコンテンツ産業振興を図り、一つの産業として活性化していくため、引き続き本補助制度により支援していく。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業	267,759	277,273	△9,514				267,759	
トータルコスト	275,703千円（前年度 285,319千円）[正職員：1.0人]							
主な業務内容	管理運営・連絡調整事務、交付金交付事務など							
工程表の政策目標（指標）	地域資源県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等への支援の創出							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(公財)鳥取県産業振興機構は、「経営のサポートセンター」として、県内中小企業の販路開拓、新事業創出、人材育成などの各種の相談に応じ、きめ細かな支援事業を実施している。5年間程度のスパンを見据えて産業振興機構が本来実施すべき事業を「基幹事業」として位置づけ、その事業の実施に必要な組織・人員を定数化し、管理運営費と県内中小企業の新事業創出や販路開拓等を支援する経営サポートセンター事業に係る事業費を(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金として助成する。

2 主な事業内容

「基幹事業」に位置づけている事業

(単位：千円)

基幹事業	事業名等		予算額
	本事業で計上	1	管理運営費 基幹事業に係る人件費（プロパー等42人分） 庁舎管理費
2		経営サポートセンター事業 ・企業巡回による相談支援、専門家派遣 ・受発注情報の収集・取引あっせん ・商談会開催、専門展示会への出展 ・商品開発に係る各種研修会の開催 等	65,617
他事業で計上	(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業		267,759
	・地域資源活用・農商工連携促進事業 ・貿易支援体制整備事業 ・県内企業海外チャレンジ支援事業 ・知的財産活用ビジネス支援事業・特許流通支援事業 ・リサイクル産業クラスター形成支援事業 ・とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業 ・県内産業の人材育成・確保促進事業 ・とっとりバイオフロンティア（指定管理委託料）		

※(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金（交付率10/10、毎年度精算対応）

3 これまでの取組状況、改善点

プロパー職員を中心とした組織体制への移行を目指し、平成23年度から組織体制の充実強化を計画的に取り組んでいるところ。

[ロードマップ]

区分	H23年度	H24年度	中長期目標（～H30年度）
プロパー職員	7 → 11人	12人	15又は16人
県派遣職員	8 → 5人	5人	2又は1人

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
産業振興機構施設管理支援事業	286,900	288,927	△2,027			（貸付金元利収入） 286,900														
トータルコスト	287,694千円（前年度 289,732千円） [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	貸付に係る契約及び収入支出事務																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要 （公財）鳥取県産業振興機構が、平成14年11月に（株）新産業創造センター（解散済）の財産（土地・建物）を取得した経費のうち、県がその財源の一部を支援することで財団の運営基盤の安定化、中小企業支援体制の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容 （公財）鳥取県産業振興機構に短期無利子貸付を行う。 ・貸付金 286,900千円 ・貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>参考：施設概要 所在地：鳥取市若葉台南7-5-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>面積：3,497.38㎡</td> <td>162,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>延床面積：3,281.37㎡（鉄筋コンクリート造2階建）</td> <td>820,050</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>982,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点 （公財）鳥取県産業振興機構が平成14年11月に（株）新産業創造センターから土地・建物を取得するに際し、県・鳥取市がその財源として短期無利子貸付けを実施し、以後、入居企業からの入居料等の純益をもって償還し、残高に対して県・鳥取市が毎年短期貸付けを実施している。また、施設の経年劣化に伴う必要な修繕は県が補助して実施している。</p>									種類	内 容	取得価額	土地	面積：3,497.38㎡	162,000	建物	延床面積：3,281.37㎡（鉄筋コンクリート造2階建）	820,050		計	982,050
種類	内 容	取得価額																		
土地	面積：3,497.38㎡	162,000																		
建物	延床面積：3,281.37㎡（鉄筋コンクリート造2階建）	820,050																		
	計	982,050																		

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
バックアップ型 トライアル発注 事業	2,036	2,500	△464				2,036	
トータルコスト	2,830千円（前年度 3,305千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	トライアル発注対象製品の募集 など							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の中小企業等が開発・製造する新製品・新役務を県が試行的に購入し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品の有用性等を使用者の立場で評価することにより、県内企業の製品の改良や販路開拓に繋げる。

2 主な事業内容

(1) 次の全ての基準を満たす製品等を「トライアル発注製品等選定会議」で選定し、発注する。

- ① 新規性・独創性があること
- ② 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- ③ 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- ④ 製品等に適用される法令等を遵守していること
- ⑤ 県の機関における使用が見込まれること

(2) 選定した製品等について以下の販路開拓支援を実施する。

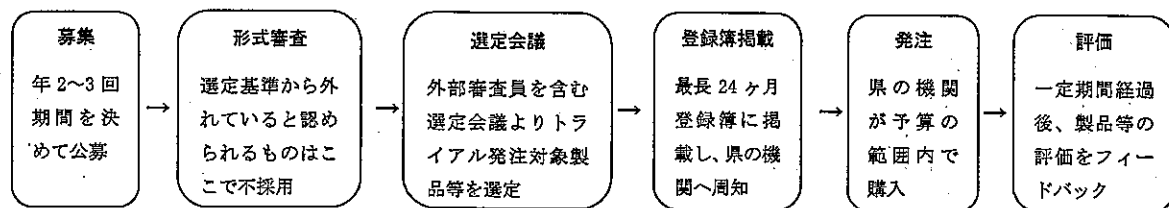
- ① 当該製品等について、その有用性等の評価とともに、官公庁における受注実績としてホームページ等でPRする。
- ② 選定企業に対し、他の販路開拓支援策の紹介等によるフォローアップを行う。

3 これまでの取組状況、改善点

【指標】 トライアル発注製品選定件数の増加：200件（H30年度までに） → 【現状】 97件

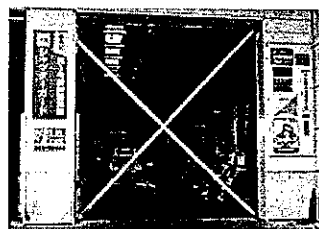
H19.8月の制度創設以来、97製品を選定し、選定製品については、カタログ作成、県政広報での取り上げや中小企業総合展への推薦等、様々な形で周知を図ってきたところである。

<製品選定までの流れ>



（登録製品例）

製品名：大型シャッターガードX型（写真左）  
（法人・事業所向けのシャッター補強材）  
企業名：株式会社 沢田防災技研



製品名：電動バイク Denbaシリーズ（写真右）  
企業名：デンバジャパン 株式会社





平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東京ビジネスオフィス管理運営費	13,683	15,033	△1,350			<雑入> 5,385	8,298	
トータルコスト	14,477千円（前年度 15,838千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	鳥取県東京ビジネスオフィスの管理運営							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

首都圏における事業活動を展開しようとする県内中小企業向けの貸しオフィス「鳥取県東京ビジネスオフィス」を設置し、利便性の高い立地のオフィスを安価な料金で利用提供する。

2 主な事業内容

<所要経費>

（単位：千円）

区 分	予算額
オフィス賃借料	8,915
人材派遣委託料（受付業務）	2,244
その他管理費（電気・水道・通信費等）	2,524
合 計	13,683

<施設の概要>

区 分	内 容		
場所	東京都港区新橋2-19-4 SNTビル3階 (1・2階は鳥取県東京アンテナショップが入居)		
貸ブース数	8ブース		
面積	107㎡(32坪) 1ブース：3.3㎡		
入居料(共益費・税込)	1ブース	<長期利用> 63,000円/月	<短期利用> 3,150円/日

3 これまでの取組状況、改善点

リーフレットの作成・セミナー等での配布、関係機関の情報誌、業界紙などへの記事掲載を行ってきており、今後も引き続き積極的なPRを継続し、入居者の確保に努めている。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代環境ビジネス創出事業	35,880	31,699	4,181				35,880	
トータルコスト	45,413千円（前年度 39,745千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	会議運営、セミナー開催、委託事業の募集・契約・管理、補助金事務など							
工程表の政策目標（指標）	再生可能エネルギー、LED産業への新規参入促進及び競争力強化：再生可能エネルギー産業への新規参入等促進のための技術開発・人材育成、LED関連産業の集積及び県内企業の競争力強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

太陽光発電及びLED関連産業の育成・振興を図るとともに、独自性ある高付加価値の製品を創出するため、両分野の企業間や異分野との連携による取組を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
次世代環境産業創出プロジェクト事業	21,029	再生可能エネルギー及びLED分野において、事業化の可能性が見出され、かつ県の進める施策に関連した必要性の高いテーマについて、異分野・企業間の連携による新たな価値や高付加価値の製品の研究開発を委託する。（実施期間2ヵ年） ・新規事業分（1件）15,000千円 ※内容：太陽光発電システムに関する安全性向上のための周辺機器開発 ※実施期間：25～26年度：債務負担行為 ・24年度採択分（1件）6,000千円 ・審査会経費 29千円
新技術応用事業化事業（新規）	10,000	23～24年度に実施した次世代環境産業創出プロジェクト事業で有効性や将来性が見出された技術等の新たな事業への転用を図るため、試作品を製作し、性能評価・実証を行う。 ・内容：小型水力発電機の知見・技術を応用した動力化等 ・開発等委託料 9,860千円 ・検討会経費140千円
次世代環境ビジネス事業化支援補助金	4,000	太陽光発電関連産業育成協議会及びLED戦略研究会の会員が他企業と連携して取り組む製品開発、事業化調査等を支援する。（補助率：2/3以内、限度額：2,000千円）
太陽光発電関連産業育成協議会運営費	351	情報収集・技術習得のためのセミナー開催や企業の新製品開発支援等を行う。（専門セミナー（2回）、研究会等の開催）
LED戦略研究会運営費	350	情報収集・技術習得のためのセミナー開催や企業の新製品開発支援等を行う。（専門セミナー（2回）、研究会等の開催）
鳥取県太陽光発電システム取扱事業者協議会支援補助金	150	太陽光発電システムを安心して導入できる環境づくりを進め、販売・施工業界の振興を図るため、鳥取県太陽光発電システム取扱事業者協議会に対し、運営に要する経費を支援する。（補助率：定額、限度額：150千円）

3 これまでの取組状況、改善点

生産拠点の海外移転などによる厳しい雇用状況を踏まえ、より事業化の可能性の高いものについて迅速に開発を進め、一定の雇用確保につなげるため、積極的に新製品開発を後押しすることとし委託料を増額するとともに、製品化した際は県内事業所での製造を条件とした。

事業化支援補助事業や研究開発委託事業により、新たな製品や有効性・将来性のある技術が生まれつつある。これらの新製品の円滑な事業化や、見出された技術等を転用した新たな事業の展開を図る。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代環境ビジネスを支える技術等向上事業	4,597	7,272	△2,675				4,597	

トータルコスト 5,391千円（前年度7,272千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 委託契約締結、進捗管理委託など

工程表の政策目標（指標） 再生可能エネルギー、LED関連産業への新規参入促進及び競争力強化：再生可能エネルギー産業への新規参入等促進のための技術開発・人材育成

事業内容の説明

1 事業の目的・概要  
今後、需要の増加が見込める再生可能エネルギー設備の施工・維持管理分野において、県内企業の県内外での市場参入や当分野における人材確保を促進するため、施工や維持管理のための基礎知識及び技術取得のための講座を開催する。

2 主な事業内容

講座内容	電気・建築構造に係る基礎知識、応用技術 ①建築関係（関係法令の解説、構造計算等設計の基礎知識等） ②電気関係（関係法令及び技術基準解説、電子回路の基礎知識） ③不具合点検の実技 ④システム設計のための基礎知識、演習 ⑤労働安全
実施回数	東部・西部で各9回程度
参加対象	①県内の太陽光発電システム施工企業等の社員 ②今後、当分野に参入を検討している企業の社員 ③今後、当分野への就職等を希望する個人（離職者、新卒者等）
委託先	公益財団法人鳥取県産業振興機構
委託料	4,597千円 ※事業費4,947千円。参加費350千円（5千円/人）を徴収し、事業費に充当し、差額を委託料として交付する。

3 これまでの取組状況・改善点

太陽光発電事業者が主体となり、平成23年11月に「太陽光発電システム取扱事業者協議会」が設立され（会員企業数103社）、業界としても維持管理の重要性の認識や技術等向上の機運が高まったことを契機に、施工・維持管理に係る基礎知識・技術の習得及び向上のための講座を開催したところ、平成24年度は6月から12月までに実施した10講座に52名が参加し、太陽光発電システムの施工・維持管理への関心の高さが伺えた。  
今後、太陽光発電システムの普及が進む中で、維持管理のニーズや不具合等の事例も増えると想定されることから、更なる知識・技術の向上を望む声も聞かれる。  
平成24年度の実施結果を踏まえ、講習内容及び実施方法を検討し、一定レベル以上の技術者の裾野拡大と更なる技術等の向上につなげる。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 鉱工業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
LED産業競争力強化事業	(31,204) 25,231	(35,915) 35,915	(△4,711) △10,684			(5,973)	(25,231) 25,231	
トータルコスト	27,614千円（前年度 38,329千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託契約事務、進捗管理、関係機関調整事務							
工程表の政策目標（指標）	LED関連産業の集積及び県内企業の競争力強化							

事業内容の説明

※上段（ ）は緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

市場競争が激化するLED関連市場で県内産LED製品の認知度及び信頼性の向上（ブランド化）を図るとともに、企業の商品開発における課題解決を支援する体制を確保し、本県LED産業の更なる競争力強化と集積化を促進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
LED商品企画支援チームの運営	20,206	県内企業がLED商品を開発する際に人材不足や資金不足で企業単独での取組に苦慮している部門（商品企画、光学・機構設計）を補完するため、平成24年度に（公財）鳥取県産業振興機構に設置したLED商品企画支援チームを継続して運営する。 ○LED商品企画支援チーム（3名） （1）商品企画支援員 ・企業が考える商品企画の方向性、市場性等の検証支援 ・企業の保有技術を生かした新商品の企画提案支援 （2）光学設計支援員 ・光制御（発光・集光・配光）、電気制御の設計の高度化支援 （3）機構設計支援員 ・構造部品や筐体の設計、放熱設計などの高度化支援
鳥取県産LED製品のブランド化推進	5,025	（地独）鳥取県産業技術センターで実施する統一性能試験において、安全性及び品質に関する基準をクリアした製品を差別化表示しPRすることで、市場や消費者に対する県産LED製品及び県内LED産業の認知度を高める。 また、企業が適確に統一性能試験に対応するための技術講習や説明会を実施する。
LED製品性能測定評価支援（緊急雇用創出事業）	(5,973)	光学性能の測定・評価に係る専門知識及び経験を有する専門職員（1名）を（地独）鳥取県産業技術センターに配置し、統一性能試験の円滑な実施、県内LED関連企業の製品開発のスピードアップ及び人材育成を進める。

3 これまでの取組状況、改善点

LED関連企業の集積と（地独）鳥取県産業技術センターの光測定・評価設備の充実という本県の強みを活かした本県LED産業の競争力強化を進めるため、平成22年度にLED戦略研究会を設置した。そこでの協議等を踏まえた研究開発プロジェクト、商品開発補助金等によって新商品の開発や県外LED企業の誘致などの成果が生まれ始めている。  
また、平成24年度に設置したLED商品企画支援チームによる強力なバックアップにより、企業の商品開発が加速している。さらに、県産LED製品の認知度向上・ブランド化に向けて、産業技術センターによる統一性能評価試験の実施についても準備を進めているところである。  
現在、LED関連企業では人材や開発資金の不足から新商品開発が思うように進んでおらず、また、新商品を開発しても競合商品との差別化を明確に打ち出せていないため、販路確保に苦慮している。全国的にも多くの自治体がLED産業振興に力を入れてきており、本県の強みを基に市場での地位を確立するためには、ニッチ分野への参入や競争力ある商品開発を進めるとともに、イメージ及び安全性・品質の両面でブランド化を推進することが必要である。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：商工政策課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エコカー関連産業育成・支援事業	19,190	11,814	7,376				19,190	
トータルコスト	21,573千円（前年度14,228千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	超小型モビリティ推進チーム設置委託業務、セミナー開催業務 など							
工程表の政策目標（指標）	エコカー等に関連する高付加価値部品等を製造する企業の増							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地球温暖化対策、エネルギー制約等により、今後ハイブリッド自動車や電気自動車などエコカーに関連する産業分野の拡大が見込まれている。県内製造業にとっては、エコカー関連産業分野へ参入する好機であり、高付加価値製品の開発を促進するために必要な施策を実施する。県西部のEVベンチャーの超小型モビリティ生産計画が具体化してきたため、超小型モビリティに重点を置いて施策を展開する。

2 主な事業内容

項目	内 容	（単位：千円） 予算額
超小型モビリティ推進チームの設置	自動車メーカーに勤務した経歴があり、自動車の製造技術、部品のサプライチェーンなど幅広い知識を持つマネージャー1名と、スタッフ1名の計2名を（公財）鳥取県産業振興機構（西部支部）に配置する。 推進チームは、商談会や企業訪問等により県内EVメーカーと県内企業（部品関連）のマッチングを促進するとともに、企業の新製品・技術開発、製品の安全性確保対策等へのアドバイス等の支援を行う。	18,087
超小型モビリティに関するセミナーの開催	超小型モビリティは新たな車両区分の導入に向け国土交通省が現在検討中であり、県内企業の知見は不足している。県内企業の本分野への参入を促し本県経済の活性化・雇用創出を図るため、超小型モビリティを巡る状況等を県内企業に対して周知するセミナーを開催する。 ・時期等：第1四半期に西部で実施（予定） ・内容：超小型モビリティの規格、市場性、他の企業の取組状況、県の取組方針等の説明、超小型モビリティの展示、試乗	1,103

3 これまでの取組状況、改善点

H23年度から自動車メーカー出身のエコカーマネージャーを配置し県内企業への支援体制を充実するとともに、（地独）鳥取県産業技術センターの職員を（株）SIM-Driveに派遣（～H23年9月）するなどにより、EVに関する技術支援のノウハウを蓄積した。またハイブリッド自動車の分解解体などの研修や展示会等への出展を支援するなど、県内企業が自動車関連産業へ参入する機会の拡大に取り組んできた。

超小型モビリティは新規分野で比較的ハードルが低く、県西部のEVベンチャーの超小型モビリティの生産計画が具体化してきたため、同分野に重点を置いて取り組む。

（参考）超小型モビリティとは

軽自動車よりコンパクトで小回りがきき、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1～2人乗り程度の車両。導入・普及により、CO2削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段、高齢者や子育て世代の移動支援等の多くの副次的便益が期待される。国土交通省は、H25年1月、超小型モビリティについて道路運送車両法の保安基準を緩和した認定制度を新設した。この制度を活用して公道走行が可能となる。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 鉱工業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：商工政策課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域活性化総合特区推進事業	22,637	13,809	8,828				22,637	
トータルコスト	32,964千円（前年度 26,683千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の運営、事業実施者との協議、補助金の交付事務 など							
工程表の政策目標（指標）	地域活性化総合特区の推進：とっとり幸せの感じ方指標（生活満足度、生活不安・不満度、県に対する成長期待度から検証する指標）の向上、各モデル事業の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県西部圏域の豊かな地域資源と住民ニーズを組み合わせ、新たなサービスやイノベーションの創出により、地域の持続的な成長モデルを描く「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の実現をめざし、「鳥取スマートライフ・プロジェクト」として3つの先駆的なモデル事業（①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（米子市中心市街地）、②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（江府町下蚊屋地区等）、③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（南部町））を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
「再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス」 電力消費量調査	9,676	江府町下蚊屋ダムにおいて建設中の小水力発電を活用し、災害等による停電時でも必要最低限の電力を地域に供給する「再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス」を構築するため、江府町内において電力消費量調査を実施する。 ・調査対象：江府町下蚊屋地区、助沢地区の約50世帯 ・調査期間：平成24年11月～平成25年11月 （平成24年9月補正：債務負担行為） ・委託料：9,676千円
「健康情報を高度利用する健康づくりサービス」 鳥取県地域活性化総合特区推進補助金	10,000	地域の特定健診と「アミノインデックスがんリスクスクリーニング(AICS)」の実施により蓄積されるアミノ酸データ等を活用し、地域の傾向や住民の健康状態等に合わせた新たな健康づくりサービスの創出等を図る取組に対し補助金を交付する。 ・補助率及び限度額：2/3、10,000千円 ・交付先：南部町
鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の運営	2,961	民間企業、金融機関、大学、県内支援機関、関係市町村等で構成する協議会を開催し、鳥取発次世代社会モデル創造特区の推進に必要な事項を協議する。 ・委員、アドバイザー謝金及び旅費、事務費

3 これまでの取組状況、改善点

総合特区の1次指定申請結果（指定とならなかった）を踏まえ、2次指定申請を行った結果、平成24年7月に国の地域活性化総合特区の地区指定を受けた。

平成24年秋に行われた国と地方の協議では、規制の特例措置の提案が認められず、総合特区計画の申請には至っていないが、今春の計画認定を目指し、規制緩和協議に向け課題を整理するとともに、モデル事業の実現に向けた取組を展開する。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：商工政策課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりEVカーシェア推進事業	10,000	0	10,000				10,000	
トータルコスト	13,178千円（前年度 0千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	制度検討、補助金事務、事業実施者との協議 など							
工程表の政策目標（指標）	地域活性化総合特区の推進：とっとり幸せの感じ方指標（生活満足度、生活不安・不満度、県に対する成長期待度から検証する指標）の向上、各モデル事業の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取発次世代社会モデル創造特区で目指す「e-モビリティ交通サービス」の実現に向け、新たな交通サービス創出の足掛かりとなるEVカーシェアリングの展開を推進する補助事業を創設する。

西部圏域に限らず県下全域で実施し、「e-モビリティ交通サービス」の実現に向けた成功事例の創出、県民理解の醸成を目指すとともに、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

\*カーシェアリングとは

会員登録を行った会員間で特定の自動車を共同利用するシステム。会員は、利用時間に応じた料金を支払う。自動車を借りるという面ではレンタカーに近いが、一般的にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定しており、24時間利用可能、無人貸出という点でレンタカーと異なる。

2 主な事業内容

新たに始めるEV・PHVカーシェアの取組みに対する補助制度を創設する。新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供（自動車の所有から自動車の利用へ）を目指し、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

事業主体	カーシェア運営事業者（県内に事業所のある法人など）
補助率	2/3
対象経費	カーシェア運営に要する経費（EVリース料、カーシェアシステム経費など。車両購入、充電設備など他の補助制度が活用できるものは対象外。）
補助上限額	2,000千円/台・年
補助期間	3年間（H26～28債務負担行為）
予算額	10,000千円（2,000千円×5台）
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内でEV・PHVを用いた有料カーシェアを新たに実施すること。</li> <li>・適正な車両管理、カーシェア運営ができること。</li> <li>・カーシェア会員が複数者（団体）あること（特定の者に独占利用させるものではないこと。）。</li> <li>・補助事業終了後もカーシェア運営の継続が期待できること。</li> </ul>

3 これまでの取組状況、改善点

鳥取発次世代社会モデル創造特区については、平成24年7月に国の地域活性化総合特区の地区指定を受け、モデル事業の実現に向けた取組を展開している。

e-モビリティ交通サービス事業については、米子市法勝寺町で実施されたEVカーシェアリング事業の成果を踏まえ、新たな交通サービスの創出の足掛かりとなる「EVカーシェアリング」への支援を県下全域で展開することにより、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 鉱工業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7656）→事業実施：立地戦略課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦略的な「環境経営」推進事業	55,128	70,234	△15,106				55,128	
トータルコスト	59,100千円（前年度 74,257千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金事業の募集・審査・交付・検査事務							
工程表の政策目標(指標)	中小企業の環境対策及び企業競争力強化の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

低炭素型社会の推進と企業競争力の強化に向け、県内中小企業が省エネ及び生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために必要な省エネ診断を支援するとともに、省エネ診断に基づく省エネ設備等の導入に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(1) 省エネ診断支援事業（4,725千円）

企業毎の実情に応じた効果的な省エネ対策を把握し、その実行を促進するため、年間の原油換算エネルギー使用量100KL未満の企業に対して、県が委託する専門機関による省エネ診断を実施する。※100KL以上の企業は、国（実施：（一財）省エネルギーセンター）による無料省エネ診断を利用できる。

(2) 環境対策設備導入促進補助金（50,000千円）

県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む省エネ設備等の導入に対して助成する。

対象事業者	県内中小企業		
対象事業	省エネルギーの専門家による省エネ診断を受診のうえ実施する以下の事業 1 新エネルギー事業 策定した環境経営計画に基づく、太陽熱、風力、雪氷熱、バイオマス、水力、地熱、温度差等を利用した新エネルギー設備の導入 2 競争力強化事業 策定した環境経営計画に基づく、従来設備との比較でエネルギー削減効果が30%以上で、かつ導入により企業競争力を強化する設備の導入 3 省エネルギー事業 策定した環境経営計画に基づく、従来設備との比較でエネルギー削減効果が50%以上である2種類以上の省エネ設備の複合的な導入		
補助率等	区分	補助率	予算枠
	新エネルギー事業	1/2	50,000千円
	競争力強化事業	1/2	
	省エネルギー事業	1/3	
	※補助金上限：5,000千円 事業費下限：2,000千円（ただし小規模企業者は1,000千円）		
採択方法	外部専門家を含む審査会で取組効果の高い事業を採択する。		

(3) 標準事務費等（403千円）

3 これまでの取組状況、改善点

平成21～24年度で110件の省エネ設備等の導入を採択した。補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービス等の向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果も報告されており、県内企業の競争力強化や温室効果ガス排出抑制に有効であると認識している。

小規模企業者（業種により従業員数が20人以下又は5人以下）の省エネ対策への取組を促進するため、平成24年度以降、同者からの申請については事業費下限を2,000千円から1,000千円に引き下げている。



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産学金官連携強化推進事業	4,449	3,627	822			〈雑入〉 140	4,309	
トータルコスト	9,215千円（前年度 9,259千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	連携体制強化や成果創出のためのイベント、会議等の開催 など							
工程表の政策目標（指標）	産学金官連携の体制づくり及び県補助による企業支援の強化；産学金官連携及び県補助金制度による事業化（平成25年度：事業化件数4件）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内企業の高付加価値化に有効な大学等のシーズ（研究成果）を基にした新製品開発等の産学金官連携による事業化事例の増加を図るため、「マッチングの機会創出」、「具体的な産学金官連携を生み出す体制づくり」に取り組む。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) とっとり産業フェスティバル(2,073千円)</p> <p>県内の産学金官の関係機関により、企業の商品や技術及び大学等の研究成果を発信するイベントを開催する。産産連携、産学連携の場及び企業のモニタリングの場を提供することで県内中小企業の製品開発や販路開拓を支援する。 なお、平成24年度と同様に、「鳥取環境ビジネス交流会」と合同開催し、環境ビジネスに係る産学官連携も促進する。</p> <p>(2) 産学官コーディネーター連携推進会議（標準事務費）</p> <p>県内の産業振興を担当する各機関のコーディネーターを対象に意見交換や研修を行い、コーディネーター間の交流を促進し、スムーズな産学金官連携に繋げる。</p> <p>(3) 産学官連携のPR（標準事務費）</p> <p>県内の大学や（地独）鳥取県産業技術センターの持つシーズ（研究成果）や産学官連携の成果を全国に広くPRする。</p> <p>※標準事務費合計（2,376千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>「とっとり産業フェスティバル」は、平成22年度から鳥取環境ビジネス交流会と合同開催している。</p> <p>大学等の研究成果発表と企業の商品展示を同時に行うことにより、産学等のマッチングの場の提供、来場者への効果的なPR、事業費・トータルコストの効率化を図った。（H24年度実績：出展企業数 69企業・団体、来場者数 1,422人（2日間））</p> <p>平成25年度は、合同開催する「鳥取環境ビジネス交流会」と連携して、一般来場者の増加を促進するイベント等の充実を図るとともに、関係機関と連携して、商工団体等に対する広報活動を強化する。</p> <p>継続して各種会議の開催やイベントの実施を行い、県内の産学金官連携ネットワークの形成を促進するとともに、より効果的かつ実践的に取り組むための連携体制の改善を行い、産学金官連携の成功事例の増加を促進する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室

2目 中小企業振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
北東アジア地域産業技術交流事業	556	2,570	△2,014				556	
トータルコスト	1,350千円（前年度 4,984千円）〔正職員：0.1人〕							
主な事業内容	関係地域・機関との調整、フォーラムへの参加							
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県と韓国江原道及び中国吉林省の3地域により、相互の産業技術発展に寄与できる共同研究開発等の増進を図ることを目的とし、産業技術の研究発表等を行う「北東アジア産業技術フォーラム」を2008年から各国持ち回りで開催しており、2013年度は江原道で開催される。〔開催歴 2008年：江原道、2011年：吉林省、2012年：鳥取県〕</p> <p>※2009年鳥インフルエンザ、2010年日程の調整がつかず延期</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>3地域の行政関係者及び企業が一堂に集まり、産業技術開発に関する施策及び産業技術開発の取組状況の発表、研究機関の訪問等を行い、共同研究開発等の促進を図る。</p> <p>〔参考〕第3回フォーラム概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ 「生命工学及び人的交流」</li> <li>・発表内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「イチゴ類とトウモロコシから抽出したポリフェノールの抗糖尿病及び抗しわ効能」 翰林(ハンリム)大 学校医科大学</li> <li>「亜鉛誘導によるPIAS1とSmad4複合物の前立腺癌細胞における作用研究」 東北師範大学</li> <li>「鳥取大学の染色体工学技術の取組状況」 鳥取大学 他</li> </ul> </li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 2006年「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」に於いて、3地域間で産業技術分野の交流を推進することに合意した。</p> <p>(2) 2008年10月、江原道において「第1回北東アジア産業技術フォーラム」を開催した。江原道、吉林省、鳥取県の3者間で「産業技術交流協力協定書」を締結した。</p> <p>《その後の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年11月鳥取大学と延世大学の医学部間で連携協定を締結</li> <li>・2010年6月江原テクノパークと(公財)鳥取県産業振興機構が交流協定を調印</li> <li>・2011年4月鳥取大学と延世大学が共同研究を開始(肺癌治療等)</li> </ul> <p>(3) 2011年7月第2回フォーラムを吉林省で開催</p> <p>(4) 2012年5月第3回フォーラムを鳥取県で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同年12月江原道企業と鳥取県企業が共同研究を開始(韓国の乳酸菌を使った機能性食品開発)</li> </ul> <p>改善点：企業間の共同研究を促進するために発表者を大学の研究者から企業へ変更予定である。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農・医連携促進事業	11,601	12,689	△1,088				11,601	
トータルコスト	15,573千円（前年度 16,712千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	会議の開催、補助金交付事務、農医連携の普及促進など							
工程表の政策目標（指標）	産学金官連携の体制づくり及び県補助制度による企業支援の強化：産学金官連携及び県補助金制度による事業化（平成25年度：事業化件数4件）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

医療、健康等に関するニーズと農業における技術等のマッチングの促進、先進事例の県民への紹介等により、新たな健康関連産業の発展を促進し、地域産業の活性化を図るため、「農」「医」が連携して行う機能性野菜等の生産販売といった農医連携の取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) 農医連携促進協議会及び農医連携事務連絡会の開催（438千円）

○農医連携促進協議会

補助事業の審査や、事業展開についてのアドバイス等を行う。

○農医連携事務連絡会

「農」「医」に係る情報の交換・共有、マッチングの検討等を行う。

(2) 農医協働連携事業化補助金（平成25年度新規分6,000千円、平成24年度継続分4,890千円）

「農」「医」に係るシーズ及びニーズを活用して健康関連産業の創出に取り組もうとする連携体の経済的負担を軽減することで、新たな取組を支援し、本県産業の活性化を図る。

〔補助金の概要〕

実施主体	農業従事者及び医療関係者、農業技術指導者等の連携体（コンソーシアム）
事業内容	農医連携に取り組む連携体に対して施設整備、製品開発、販路開拓等の事業展開のための補助を行う。（補助率：2/3）
事業期間	最長24ヶ月／平成27年度まで債務負担
採択件数	2件／年（上限3,000千円／1件）

(3) 農医連携事業の普及促進（273千円）

○パンフレットの作成

医療分野におけるニーズと農業技術等のシーズを掲載したパンフレットを作成し、農医連携に関心がある事業者等に配布することによりマッチングの促進を図る。

○農医連携セミナーの開催

有識者による最新の情報提供の他、県内外の事例及び大学等のシーズを意欲のある農業関係者、中小企業者等に知ってもらい、意見の交換等を行うことで、農医連携に対する機運の醸成・マッチングの促進を図る。

3 これまでの取組状況、改善点

平成24年度は、事業運営組織である農医連携促進協議会及び事務連絡会、農医連携セミナーを開催し、健康関連産業に取り組む事業者の創出、農医連携の普及促進を図った。

○第1回農医連携促進協議会及び事務連絡会（平成24年8月8日）

○第2回農医連携促進協議会（平成24年9月18日）

○農医連携セミナー（平成24年11月22日）参加者50名

基調講演 テーマ：「園芸学と薬学のコラボレーション」

講師：千葉大学環境健康フィールド科学センター 助教 塚越 悟 氏

○農医協働連携事業化補助金 交付決定数2件

・機能性ハーブの商品開発及び販路開拓 ・自然薯及びむかごの商品開発

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
医工連携戦略プロジェクト事業	1,155	741	414				1,155																					
トータルコスト	1,949千円（前年度 1,546千円）[正職員：0.1人]																											
主な業務内容	委員会の開催等																											
工程表の政策目標（指標）	産学金官連携の体制づくり及び県補助制度による企業支援の強化：産学金官連携及び県補助金制度による事業化件数40件																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療機器産業は、高齢化の進展等により市場が今後益々拡大する事が予想される（現在約2兆円）。本県には、鳥取大学医学部附属病院・工学部が存在し、ものづくり系企業が集積していることから、医工連携等により医療機器産業への参入を促進することにより、県内企業の経営状況の改善につながる可能性がある。</p> <p>その反面、県内企業にとって医療現場や医療機器メーカーの開発ニーズを把握することは困難であるため、これらのニーズと県内企業のマッチングを推進する組織を作り、医療機器産業への参入を支援する必要がある。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取大学医学部附属病院・工学部、産業技術センター、産業振興機構等で構成する「医工連携戦略プロジェクト推進委員会」及び「ワーキンググループ」を作り、鳥取大学医学部附属病院等の医療現場におけるニーズ、医療機器メーカーの部材・技術等に関するニーズについての情報交換を行う。県内企業の技術力を活用できる製品を、知的財産の取得状況等を踏まえながら絞り込み、開発メンバーのマッチング、補助金等の紹介により事業化に向けた支援を行う。</p>																												
<p>○医工連携戦略プロジェクト推進委員会</p> <p>〔医療産業・機器開発の方向性などの情報共有、個別案件へのアドバイス等〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所 属</th> <th>職・名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究機関</td> <td>鳥取大学医学部附属病院</td> <td>病院長</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>工学部教授</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支援機関</td> <td>鳥取県産業技術センター</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県産業振興機構</td> <td>代表理事理事長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県商工会議所連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県経済同友会</td> <td>代表幹事</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>鳥取県商工労働部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>									区分	所 属	職・名	研究機関	鳥取大学医学部附属病院	病院長	工学部	工学部教授	支援機関	鳥取県産業技術センター	理事長	鳥取県産業振興機構	代表理事理事長	鳥取県商工会議所連合会	会長	鳥取県経済同友会	代表幹事	行政	鳥取県商工労働部	部長
区分	所 属	職・名																										
研究機関	鳥取大学医学部附属病院	病院長																										
	工学部	工学部教授																										
支援機関	鳥取県産業技術センター	理事長																										
	鳥取県産業振興機構	代表理事理事長																										
	鳥取県商工会議所連合会	会長																										
	鳥取県経済同友会	代表幹事																										
行政	鳥取県商工労働部	部長																										
<p>○ワーキンググループ</p> <p>〔知財の取得状況調査、県内企業の選定、マッチング、補助金申請サポート等〕</p>																												
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>歯科器具メーカーと頬粘膜保護装置の開発を開始した県内企業もあり、今後もマッチングを積極的に行っていく。</p> <p>医療機器メーカーが集積する韓国江原道との連携による韓国医療機器産業への参入を検討する。</p>																												

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
ものづくり事業化応援補助金	58,565	88,845	△30,280				58,565							
トータルコスト	66,509千円（前年度 96,891千円）[正職員：1.0人]													
主な業務内容	補助事業の募集、審査、交付決定、補助金の支払・確定、事業実施者との連絡調整など													
工程表の政策目標（指標）	産学金官連携の体制づくり及び県補助制度による企業支援の強化：産学金官連携及び県補助金制度による事業化（H24年度：事業化件数4件）													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内中小企業者が、新たな製品及び技術の開発による事業化を目指し、調査研究、技術開発、試作研究、試作改良、新製品開発又は製品の生産・製造工程などに関する開発もしくは技術的改善に向けた検討を行う場合に、その経費に対して補助金を交付することにより、県内産業の底上げ、新事業の創出を促進し、もって地域産業の活性化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○ H25年度ものづくり事業化応援補助金（20,500千円） 次のおり事業調査支援型（第1段階）と事業化実現支援型（第2段階）に区分し、段階に応じた支援を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td>本格研究を行う前の事業可能性調査等に係る経費を助成する。</td> <td>補助率2/3以内 事業実施期間：12ヶ月以内 補助金上限額：500千円 採択：10件程度</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>事業化に向けた新製品、新技術開発に係る技術研究、試作、製品化に向けた製品の改良、生産技術の研究等に係る経費を助成する。</td> <td>補助率2/3以内 事業実施期間：24ヶ月以内 補助金上限額：3,000千円 採択：12件程度</td> </tr> </table> <p>※1 県内中小企業を中心に構成された共同研究グループ（3者以上で構成されるグループに限る）が行う場合は、別途補助金上限額（第1段階：1,000千円/件、第2段階：5,000千円/件）を設ける。</p> <p>※2 新規の交付決定は41,000千円までとする。（債務負担行為 H26～27年度）</p> <p>○ H23年度ものづくり事業化応援補助金 継続分（33,116千円） ○ H24年度ものづくり事業化応援補助金 継続分（2,197千円） ○ 外部有識者による審査会（ものづくり事業化有識者委員会）運営費用（243千円） ○ その他標準事務費（2,509千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 補助金の交付決定企業数は順調に推移し、活用が図られている。 （H20：20件→H21：20件→H22：18件→H23：21件→H24：15件（H25年1月末現在）） 企業が行う研究開発等に対しては、（地独）鳥取県産業技術センターによる技術的なサポート及び（公財）鳥取県産業振興機構による市場分析や販路開拓を踏まえたサポートによる一体的な支援体制により取り組んでいる。補助終了後の事業化件数については、補助金交付決定企業のうち73社が補助事業を終了しており、うち14社が販路開拓中である。（現在、商品として販売している企業数：15社）</p>									第1段階	本格研究を行う前の事業可能性調査等に係る経費を助成する。	補助率2/3以内 事業実施期間：12ヶ月以内 補助金上限額：500千円 採択：10件程度	第2段階	事業化に向けた新製品、新技術開発に係る技術研究、試作、製品化に向けた製品の改良、生産技術の研究等に係る経費を助成する。	補助率2/3以内 事業実施期間：24ヶ月以内 補助金上限額：3,000千円 採択：12件程度
第1段階	本格研究を行う前の事業可能性調査等に係る経費を助成する。	補助率2/3以内 事業実施期間：12ヶ月以内 補助金上限額：500千円 採択：10件程度												
第2段階	事業化に向けた新製品、新技術開発に係る技術研究、試作、製品化に向けた製品の改良、生産技術の研究等に係る経費を助成する。	補助率2/3以内 事業実施期間：24ヶ月以内 補助金上限額：3,000千円 採択：12件程度												

平成24年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
戦略的知的財産活用推進事業	16,395	16,923	△528				16,395	
トータルコスト	32,283千円（前年度 33,015千円）[正職員：2.0人]							
主な事業内容	セミナー等開催、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	知的財産の創出・活用による産業の活性化：産学金官連携の体制づくり及び県補助制度による企業支援の強化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要 新たな知的財産の創出を図るとともに、国内外において知的財産を戦略的に活用できる基盤づくりを行い、本県産業の自立的発展を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 人材育成・普及啓発 (1,209千円) ・セミナー・シンポジウム開催 中小企業者等を対象とした国際特許出願セミナー等の開催による知識の普及及び県民向けの知的財産活用に関するシンポジウムを開催する。</p> <p>(2) 知財活用 (9,173千円)</p> <p>①特許流通促進 ・特許流通支援補助 [補助先：(公財)鳥取県産業振興機構] 企業等が保有する特許等を県内外企業のニーズとマッチングする特許流通コーディネーターの活動経費等を助成する。 (人件費は別途(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業で要求)</p> <p>・特許流通フェア [委託先：(公財)鳥取県産業振興機構] 県内企業が保有する特許技術を首都圏で開催される展示会等で積極的にPRし、事業化マッチングを促進する。</p> <p>②国際競争への対応強化 ・海外商標保護強化(商標監視委託) 海外での県産品の模倣・偽装品被害を防止し円滑な販路拡大を図るため、「とっとり」等の地名が不正に中国・台湾で商標出願・使用されていないか調査・監視を行うための委託を行う。</p> <p>・外国出願支援事業 [補助先：(公財)鳥取県産業振興機構] 国際競争力強化を目的とし海外出願に係る手数料・弁理士費用等の支援(補助率1/2)</p> <p>・県名商標出願事業 冒認出願による被害を未然に防ぐために、中国等において県名商標の登録を行う。</p> <p>③事業化促進 ・知的財産活用ビジネス支援事業 [補助先：(公財)鳥取県産業振興機構] 知財活用による事業化を支援する知財ビジネスプロデューサーの配置費用等を助成する。(人件費は別途(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業で要求)</p> <p>・知財活用シンポジウムの開催 経済のグローバル化により激化する国際競争への県内企業の対応強化を目的とし、知財活用による海外展開戦略に関する有識者の講演及び県内企業の事例発表等による意識啓発を図る。</p> <p>(3) 知財創出 (5,912千円)</p> <p>①県民発明奨励 [補助先：(一社)鳥取県発明協会] 鳥取県発明くふう展、中国地方発明表彰を開催する。</p> <p>②知的所有権センター運営補助 [補助先：(一社)鳥取県発明協会] 知的財産の取得、活用を支援する知的所有権センターの運営に要する経費を補助する。 (人件費は別途(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業で要求)</p> <p>(4) 標準事務費 (101千円)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 商標出願件数は急激に増加しており、セミナー等の成果が出つつあるものと思われる。 (商標出願件数2009年：125件、2010年：160件、2011年：208件)</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
県有知的財産マネジメント事業	5,003	5,719	△716				5,003	
トータルコスト	8,181千円（前年度9,742千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	県有知的財産のマネジメントに関する業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

1 事業の目的・概要

県有知的財産の取得・活用に関し、有識者による評価・検討を行う経費、及びその出願・登録や弁理士相談等に係る経費、研究者向けセミナー開催経費を措置する。

2 主な事業内容

- (1) 県有知的財産の特許出願・登録
- 出願前 弁理士への事前相談
  - 出願・登録時 弁理士を通じた出願・登録の実施
  - 登録後 権利侵害等のトラブル対応
- (2) 県有知的財産マネジメント委員会の開催
- 活動内容
    - ・特許庁への審査請求の事前検討
    - ・特許の権利更新検討

3 これまでの取組状況、改善点

《マネジメント委員会開催状況》

回	開催日	議 題
1	平成18年11月1日	権利更新2件、審査請求1件
2	平成19年8月24日	権利更新5件、審査請求1件、出願1件
3	平成20年5月27日	権利更新2件、地域ブランド名商標の海外出願他
4	平成20年11月27日	権利更新1件、審査請求3件
5	平成21年11月24日	審査請求1件、状況報告
6	平成22年3月10日	権利更新1件、審査請求2件、独占的通常実施権について
7	平成22年7月8日	権利更新4件、審査請求1件、独占的通常実施権について
8	平成23年1月13日	出願1件、権利更新1件、独占的通常実施権1件
9	平成23年4月21日	審査請求1件、運営要綱の改正等について
10	平成23年10月6日	審査請求2件
11	平成24年3月8日	審査請求3件
12	平成25年1月11日	審査請求1件

《県有特許の保有状況》 \*出願中11件

	名 称	関係試験場
1	マルチ移植機のシート押圧装置	農業試験場
2	マルチシートの敷設方法及び装置	農業試験場
3	ナシの遺伝子診断による自家和合性個体選抜法	園芸試験場
4	選別機能つき曳き網	水産試験場
5	発泡ガラスの製造方法及び発泡ガラス	衛生環境研究所
6	リンゴ葉緑体シャペロンαサブユニットのcDNA他	園芸試験場
7	ウシ個体における枝肉重量を評価する遺伝子マーカー他	畜産試験場
8	ハタケシメジの培地及びハタケシメジの栽培方法	林業試験場
9	暗渠の洗浄方法	農業試験場
10	非病原性のエルビニア属の新菌株、これを用いたイネ内穎褐変病の防除剤及び防除方法	農業試験場
11	ひざ当て（農作業用）	倉吉農業改良普及所

〔改善点〕特許出願の効率化及び意識啓発のため、研究員のセミナー参加を推進する。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
バイオ産業関連企業育成事業	5,987	4,383	1,604				5,987															
トータルコスト	7,576千円（前年度 5,992千円）[正職員：0.2人]																					
主な業務内容	申請書の審査・補助金の交付決定など																					
工程表の政策目標（指標）	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化（事業化件数1件/年）																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要 事業化までに多額の研究開発費と長い研究開発期間が必要なバイオ産業関連企業が、事業化までに必要な資金を円滑に確保できるよう支援することで、バイオ産業関連企業の育成・発展と本県におけるバイオ産業の創出を促進する。</p> <p>2 主な事業内容 染色体工学技術を活用して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組む中小企業であって、本県におけるバイオ産業の創出に資すると県が認定した者（以下「認定事業者」という。）に対し、以下の支援を行う。</p> <p>(1) バイオ産業支援資金（企業自立サポート事業）(2,538千円) 認定事業者が金融機関から融資を受ける際に、低利貸付となるよう県から利子補給を行う。 金融機関への補助額：利子の差額＝(市中金利－貸付利率)×貸付残高</p> <table border="1"> <tr> <td>資金用途</td> <td>運転資金、設備資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>運転資金：10年以内（うち据置3年以内） 設備資金：15年以内（うち据置3年以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.43%（変動金利）※企業自立サポート融資の最優遇金利</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>年0.45～1.08%（9段階）</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>金融機関及び信用保証協会の定めるところによる</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>原則、法人代表者以外は不要</td> </tr> </table> <p>(2) バイオ産業支援利子助成事業（1,680千円） バイオ産業支援資金（以下「対象資金」という。）を利用する認定事業者に対して、対象資金の支払利息の一部を助成する。（利子補助率：0.7%、補助対象期間：5年間）</p> <p>(3) とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金（1,760千円） 認定事業者の「とっとりバイオフロンティア」施設利用料の1/2を助成する（最大36か月間）。</p> <p>(4) 外部審査員経費（9千円） 外部審査員による認定事業者の認定審査に必要な経費 【認定フロー図】</p> <pre>     graph LR       A[県] -- 認定 --&gt; B[事業者]       B -- 申請 --&gt; A       C[外部審査員] -- 意見聴取 --&gt; A       A -- 回答 --&gt; C       B --&gt; D[認定事業者]       D --&gt; E[→上記(1)～(3)の支援が可能]     </pre>									資金用途	運転資金、設備資金	限度額	1億円	期間	運転資金：10年以内（うち据置3年以内） 設備資金：15年以内（うち据置3年以内）	貸付利率	年1.43%（変動金利）※企業自立サポート融資の最優遇金利	保証料率	年0.45～1.08%（9段階）	担保	金融機関及び信用保証協会の定めるところによる	保証人	原則、法人代表者以外は不要
資金用途	運転資金、設備資金																					
限度額	1億円																					
期間	運転資金：10年以内（うち据置3年以内） 設備資金：15年以内（うち据置3年以内）																					
貸付利率	年1.43%（変動金利）※企業自立サポート融資の最優遇金利																					
保証料率	年0.45～1.08%（9段階）																					
担保	金融機関及び信用保証協会の定めるところによる																					
保証人	原則、法人代表者以外は不要																					
<p>3 これまでの取組状況、改善点 平成23年4月に、バイオ産業の研究開発や事業化を促進する共同研究施設「とっとりバイオフロンティア」を開所した（平成25年1月末時点で13室のうち7室入居）。 文部科学省地域イノベーション戦略プログラムを活用して、本施設を拠点とした染色体工学技術に係る研究開発や同技術を利用した企業の商品開発等のソフト事業も推進している。 とっとりバイオフロンティアを核とした企業、大学による研究開発とその事業化を促進し、県内企業の高付加価値化や新産業の創出を目指す。 ※平成24年度事業実績（平成25年1月末時点） バイオ産業支援資金融資及び利子助成：1社、施設利用料補助：2社</p>																						



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

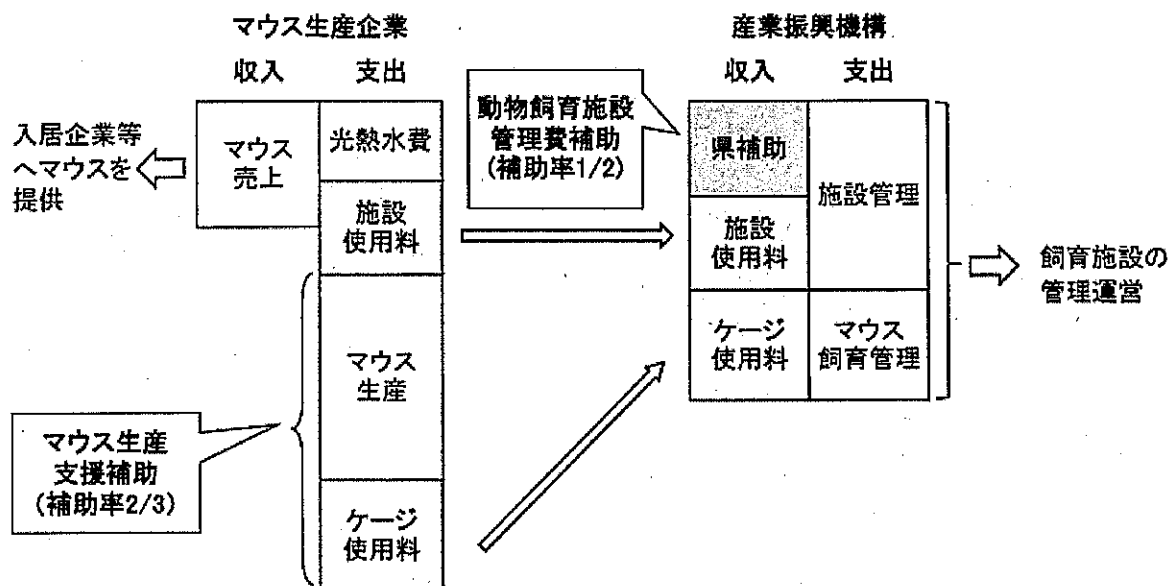
2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

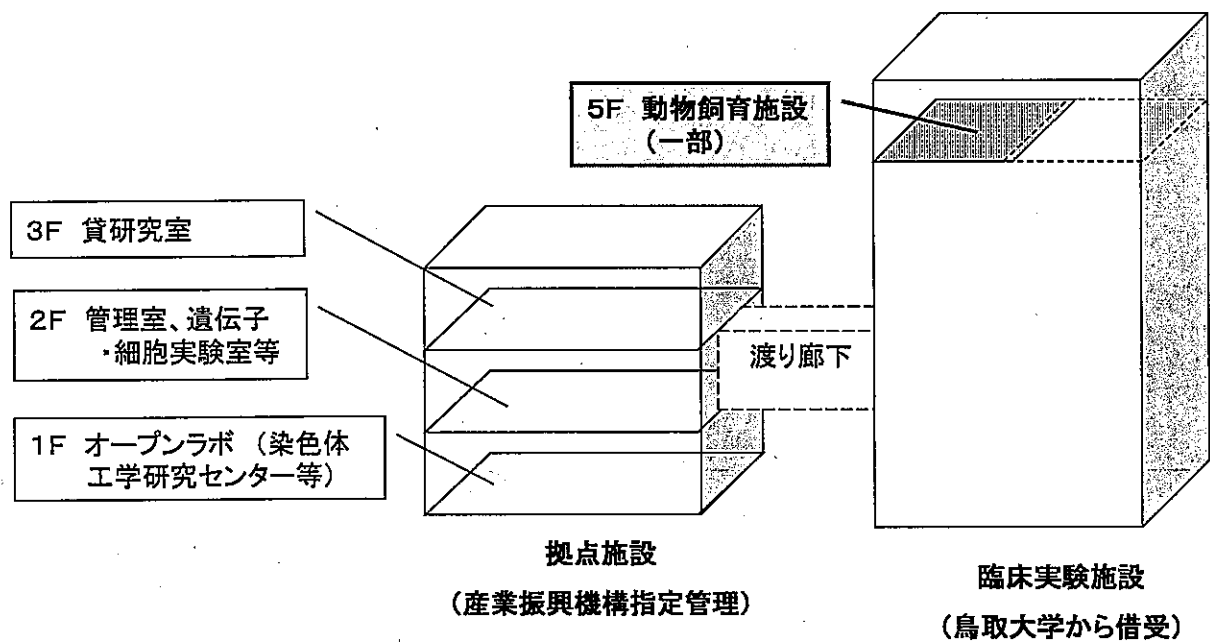
事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりバイオフロンティア動物飼育支援事業	36,416	25,681	10,735				36,416	
トータルコスト	37,210千円（前年度 26,486千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付決定手続き など							
工程表の政策目標（指標）	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化（事業化件数1件/年）							
<p><b>事業内容の説明</b></p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 平成23年4月に開所したとっとりバイオフロンティアの円滑な事業推進のため、とっとりバイオフロンティア入居企業等の利用に供するヒト化マウスの生産、飼育に係る経費を補助し、事業化の推進を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 動物飼育施設管理費の補助(2,552千円) マウス供給を行う企業の負担を軽減し、早期の事業化を促進するために、鳥取大学医学部臨床実験施設（5階）の一部を借り受ける（公財）鳥取県産業振興機構に対して施設運営費の補助を行う。 補助対象者：（公財）鳥取県産業振興機構 補助対象経費：施設管理費（各種保守等経費、施設・機器の修繕等） 補助率：1/2</p> <p>(2) マウス生産支援補助(33,864千円) とっとりバイオフロンティア入居企業によるヒト化マウスのさらなる生産拡大を促進するため、マウス生産に係る経費を補助することにより、同マウスの安定的な生産・提供を行い、ヒト化マウスの利用の拡大を図る。 ・補助対象者：マウス生産企業（㈱クロモセンター、㈱ジーピーシー研究所） ・補助対象経費：マウス生産に係る人件費、消耗品、ケージ利用料等 ・補助率：2/3</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b> 平成23年4月には、県予算による施設建設及び（独）科学技術振興機構の地域産学官共同研究拠点整備事業を活用した機器整備を進め、「とっとりバイオフロンティア」が開所した。 併せて、文部科学省の競争的資金を活用して、とっとりバイオフロンティアを拠点としたヒト化マウスの開発等の地域産業に貢献する技術・製品の共同研究を実施してきた。 本事業によるこれまでの支援により、動物飼育施設の運営体制も整備され、また、マウス生産企業によるヒト化マウス開発が進み、ヒト化マウスを安定供給できる体制が整ったところである。 引き続きヒト化マウスの生産拡大や有用性を示すためのデータ取得、さらに企業訪問、学会発表等研究成果の普及・PRを図る。</p>								

《参考》

(1) マウス生産に係る収支イメージ図



(2) とっとりバイオフロントの全体像



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

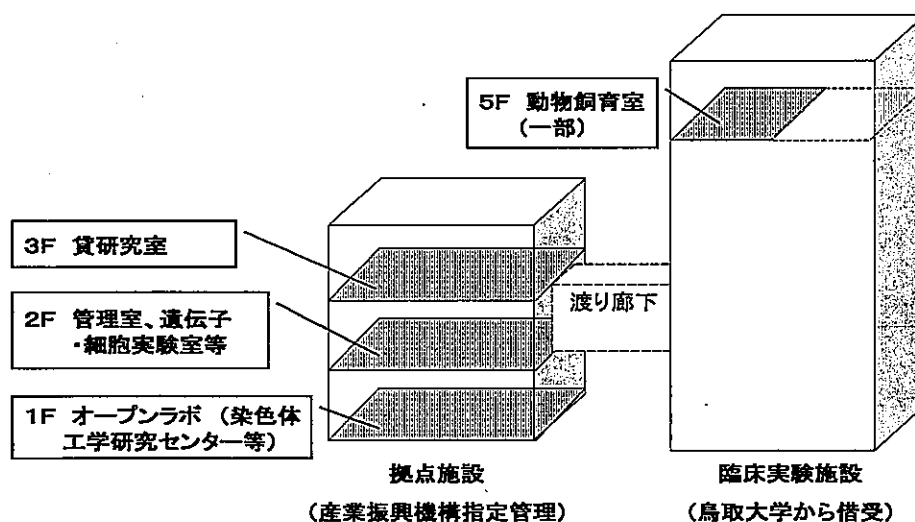
産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりバイオフロンティア管理運営委託費	76,895	77,024	△129				76,895	
トータルコスト	80,073千円（前年度 80,242千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	事業計画及び報告書の審査・承認、業務報告書の確認、委託費の支払など							
工程表の政策目標（指標）	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化（事業化件数1件/年）							

事業内容の説明

- 事業の目的・概要  
とっとりバイオフロンティアの管理運営を指定管理者に委託する。
- 主な事業内容
  - 指定管理者：（公財）鳥取県産業振興機構
  - 指定期間：平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）
  - 指定管理委託料：総額 197,555千円  
（内訳）  
H23年度 43,636千円  
H24年度 77,024千円  
H25年度 76,895千円

とっとりバイオフロンティアの全体像



- これまでの取組状況、改善点  
平成23年4月に開所し、産学官連携による共同研究施設として、鳥取大学等と連携しながら管理運営を実施している。今後利用者へのサービス向上、利用促進に向けた広報等の一層の取組みが必要である。

〔入居状況（平成25年1月末現在）〕

	室数	入居数
1階オープンラボ	1	1
3階居室	4	4
実験室	4	2
動物飼育室	4	0

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉦業費  
2目 中小企業振興費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりバイオフロンティア指定管理候補者審査委員会運営費	173	0	173				173	
トータルコスト	967千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	審査委員会の開催に関する業務など							
工程表の政策目標（指標）	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化（事業化件数1件/年）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 とっとりバイオフロンティアに係る指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を設置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○審査委員会開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の現地調査 1日</li> <li>・審査要項の検討 1日</li> <li>・指定管理候補者の選定 1日</li> </ul> <p>○委員会の構成 [5名]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者 1名</li> <li>税理士または公認会計士 1名</li> <li>施設分野有識者 2名</li> <li>県部局長 1名</li> </ul> </li> <li>・内部委員</li> </ul> <p>○所要額 173千円</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">《指定管理者選定フロー》</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○審査委員委嘱</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○審査委員会 (施設の現地調査・審査要項の検討)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○事業計画書の受理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○審査委員会 (指定管理候補者の選定)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○指定管理者の指定議決</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○協定書の締結</div> </div> </div> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月にとっとりバイオフロンティアを鳥取大学米子キャンパス内に開所した。</li> <li>・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、(公財)鳥取県産業振興機構を当該施設の指定管理者に指定し、管理運営を委託している。</li> </ul>								
EV人材育成カリキュラム開発事業	0	5,123	△5,123					
トータルコスト	0千円（前年度 7,537千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
平成24年度で事業終了。								
<p>廃止理由</p> <p>平成22年度～24年度まで開発したカリキュラムについて、平成25年度から先駆的EVメーカーでの独自実施（県内EV人材の育成）を予定しているため。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

5目 産業技術センター費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(地独)鳥取県産業技術センター運営費交付金	717,688	780,580	△62,892				717,688	
トータルコスト	725,437千円（前年度 782,994千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	交付金の審査・支払、交付金交付先団体との連絡調整 など							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に必要な経費について、運営費交付金として交付する。なお、同センターは、H23～26年度までの4年間をH22年11月議会で定めた次期中期目標に従い業務を行う。								
2 主な事業内容 (1) 業務費 技術支援、研究開発及び技術者育成等企業支援業務並びに組織運営に係る経費 (2) 人件費 役職員の人件費、共済費及び退職手当等に係る経費								
3 運営費交付金の交付ルール (1) 業務費 ・業務の効率化：運営費交付金（業務費のみ）を前年度比1%減額する。 ・組織運営に対するインセンティブ：評価委員会の評価結果を基に運営費交付金（業務費のみ）を前年度比△2.0%～+2.0%の範囲で増減する。 ※好成績であれば、最大対前年比+1.0%が可能となる。 ⇒H25年度は直近のH23年度の評価結果が4（5段階評価）であったため、業務の効率化△1.0%と組織運営に対するインセンティブ1.0%をあわせて、前年度比±0%となる。 (2) 人件費 ・予算算定上の定数人員分の給与、現員役職員の共済費及び定年退職予定者の退職手当を計上する。（H25年度は定年退職予定者がいないため退職手当の計上はなし。）								
4 これまでの取組状況、改善点 鳥取県産業技術センターにおける平成23年度の主な取組状況								
技術支援	○11,136件の技術相談と現地指導を実施した。 ○922社の企業訪問を実施した。							
研究開発	○19件の研究成果の企業への技術移転を達成した。 ※技術移転の事例 ・インフルエンザ予防効果のある「とろみ紅茶」 健康成分「テアフラビン」を多く含む紅茶茶葉の選定方法やとろみの調整方法等の開発・指導を行い製品化し、平成24年4月より販売開始した。 ・伯州綿の木の茎を使った「ランチョンマット&お箸セット」 廃棄されていた伯州綿の木の茎から和紙を抄く方法の開発・指導を行い製品化した。日本橋三越のイベントで販売したところ、三越側から追加製造を要請されるなど好評を得ている。							
その他	○企業への技術支援が、企業立地（誘致・増設）につながった事例 ・平成24年7月 榊源吉兆庵（岡山市） 産業技術センター食品開発研究所入居企業からの相談で源吉兆庵から依頼のあったカラーゲン入りゼリー開発を支援した。源吉兆庵は県内産果実など農産物利用について、食品開発研究所の存在も意識している。 ・平成23年11月 光電気通信システム㈱（米子市） 産業技術センター電子・有機素材研究所の保有するLED照明評価装置を活用し、光の拡散方式の改善による配光性で、消費電力を従来照明の10分の1に大幅削減に成功した。							
⇒地方独立行政法人法に基づく「評価委員会の業績評価」結果（H24.9月議会で報告済） 「計画を上回る業務が進捗している」として評価4（5段階評価）								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

5目 産業技術センター費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金(食品開発研究所施設整備)	33,647	0	33,647		30,000		3,647
トータルコスト	33,647千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]						
主な業務内容	補助金交付申請審査、交付決定事務など						
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

1. 事業の目的・概要

本県が有する農林水産資源を活用した6次産業化・農商工連携等による付加価値の高い新たな加工商品の開発支援のため、(地独)鳥取県産業技術センター「食品開発研究所」の技術・研究開発機能を強化(施設整備)するもので、その経費を同センターに対し補助する。

2. 主な事業内容

近年、食品製造業者の新商品開発の意識の高まりにより、食品開発研究所への試作加工試験、食品のおいしさ評価、健康・美容商品開発等への技術相談が急激に増加している(H19:2,200件→H23:約4,050件)ことから、相談に十分対応できる設備を備えた新たな施設を整備し、企業への技術支援の強化を図る。

<施設整備の概要>

◆「商品開発支援棟(仮)」の新設

○場所 現食品開発研究所 敷地内

※既存の「実験棟」の建替え。「実験棟」は、昭和53年建築(34年経過)で雨漏りや腐食等老朽化が著しく、ここ数年は修繕等を繰り返し行っている状況。

○規模・構造

・構造:木造1階建て ・延べ面積:457.2㎡

・総事業費(見込み)

区分	金額(千円)	スケジュール	備考
基本設計料	3,689	H24.11.15~H25.3.15予定	※平成24年9月補正措置済
地質調査料	3,734	H24.11.15~H25.1.31予定	
実施設計料	12,270	平成25年度実施	平成25年度当初予算
建築工事費	283,430	平成25年度~	※平成27年2月開所予定
工事監理料	6,673	平成26年度実施	
設計意図伝達	275		
合計	310,071		

○施設内容

・商品開発支援ゾーン

⇒衛生的な環境下で、原料の加工から商品開発まで一貫した試作開発が可能となる。

・食品品質評価支援ゾーン

⇒差別化商品の開発のため、味・においの数値化や官能評価等が可能となる。

※各施設への機器導入については、国補助金等を活用予定である。

◆商品開発支援棟(仮)の新設に併せた新たな機能強化等

(1)「健康・美容商品開発支援ゾーン」の新設(※既存施設「高機能開発支援棟」の改修)

・未知の機能性成分の分析や美容商品開発のための高純度素材抽出等が可能となる。

区分	金額(千円)	スケジュール	備考
実施設計料	573	平成25年度実施	
工事監理料	356		
設計意図伝達	7		
工事費	7,350		
合計	8,286		平成25年度当初予算

(2)「起業化支援ゾーン(インキュベーション室)」の追加(※「高機能開発支援棟」の増築)

・健康・美容商品等新たな商品開発にチャレンジする企業を支援するため、既存2室に加え、新たに2室追加設置する。

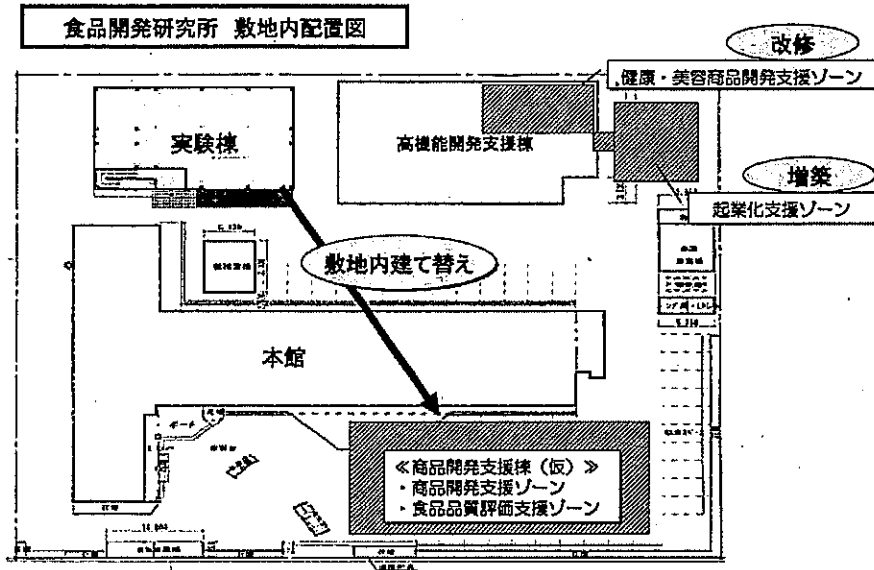
区分	金額(千円)	スケジュール	備考
実施設計料	2,858	平成25年度実施	国補助金(補助率1/2)を活用予定
工事監理料	1,302		
設計意図伝達	73		
工事費	21,950		
合計	26,183		
国補助後	13,091		平成25年度当初予算

3 これまでの取組状況、改善点

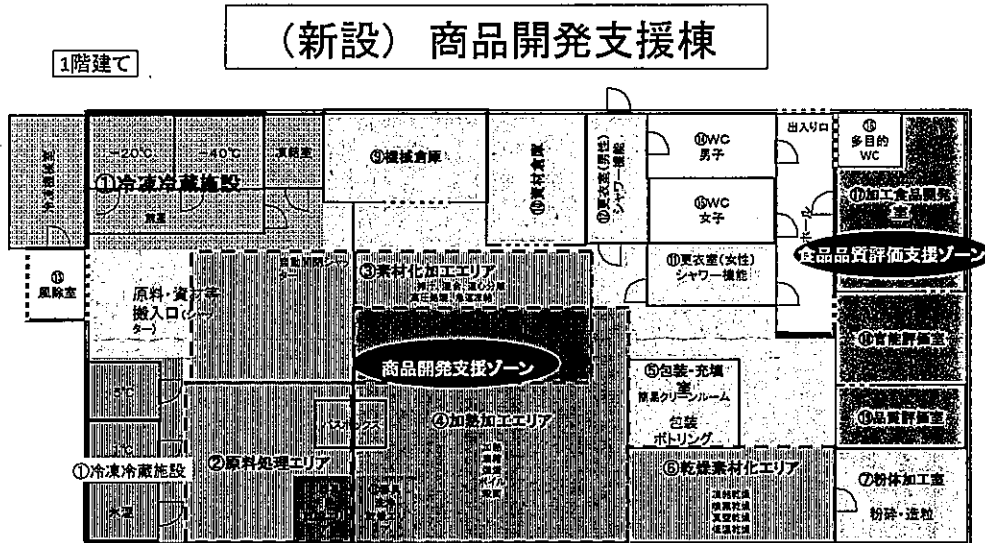
現在の食品開発研究所は、衛生面が十分配慮されておらず、また、様々な試作加工等に対応する設備が不十分であり、企業からの新商品開発のための技術相談に十分に対応できていない。あわせて、起業化支援室も満室であり、入居要望に対応するための増設が必要である。

(参考) 施設整備の計画図面

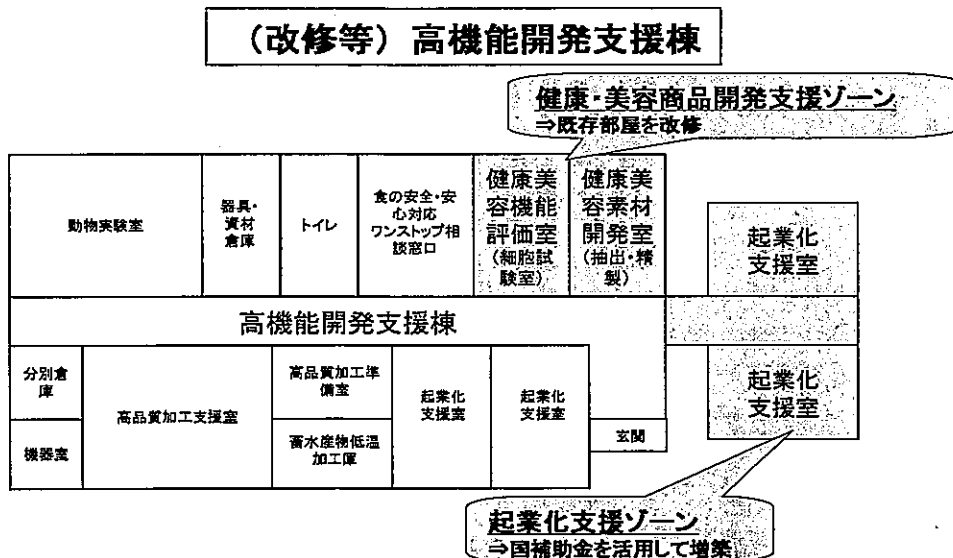
(1) 食品開発研究所敷地内配置図



(2) 「商品開発支援棟(仮)」平面図



(3) 既存施設「高機能開発支援棟」平面図



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

5 目 産業技術センター費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新) (地独) 鳥取県産業技術 センター運営費 補助金 (酒づく りプラント補助 金)	1,334	0	1,334				1,334	
トータルコスト	1,334千円 (前年度0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	産業技術センターが整備する試作用酒造プラントの県内企業使用料を補助							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

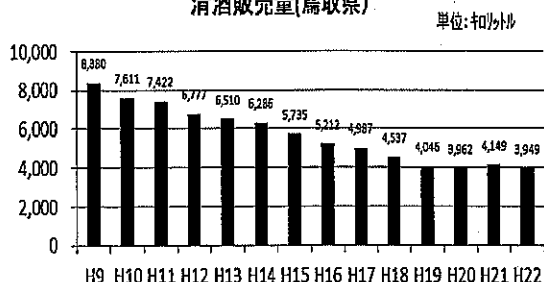
1 事業の目的・概要

県内酒造メーカーは清酒国内販売量の低迷等により激減しつつある。経営状況の改善を図るためには新商品開発が必要であるが、試作用の設備を整備することは酒造メーカーにとって経済的な負担が非常に大きい。加えて、杜氏の高齢化等による杜氏制度の崩壊により、社員による酒造りが主となりつつあり、技術面での指導を必要としている状況にある。

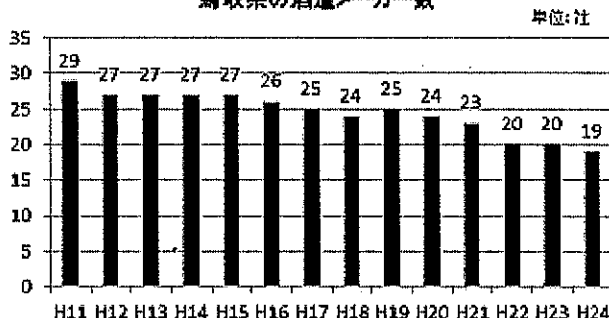
このため、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが試作用酒造プラントを整備し、酒造メーカーによる試作支援及び技術指導を行う予定であるが、酒の試作は期間が長く使用する機器も多いため、試作用酒造プラントの使用料は酒造メーカーには大きな経済的負担となる。

県内酒造メーカーの経営状況改善を推進するためには、産業技術センターに対して県内酒造メーカーが支払う機器使用料の一部を補助することにより、酒造メーカーの経済的負担を軽減する必要がある。

清酒販売量(鳥取県)



鳥取県の酒造メーカー数

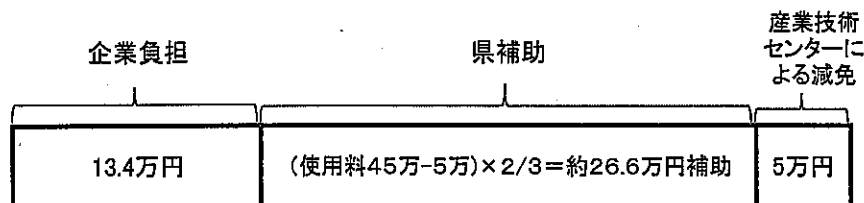


2 主な事業内容

鳥取県産業技術センターが、試作用酒造プラントを使用する県内企業に対して5万円以上の減免を行う場合に、県が使用料の2/3を補助する (産業技術センターへの間接補助)。

予算額1,334千円 (約26.6万円×5社)

【例】：使用料45万円の場合

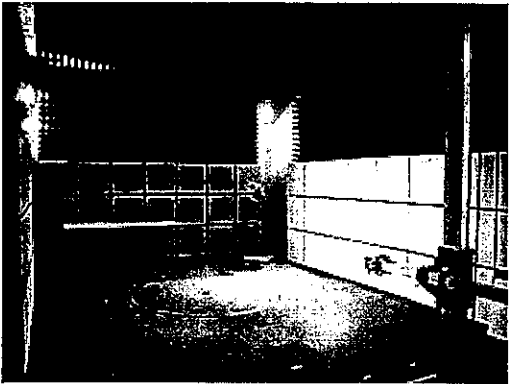




平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉦業費  
5目 産業技術センター費

産業振興総室（内線：7663）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金(電波暗室改修)	14,175	0	14,175				14,175	
トータルコスト	14,175千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	補助金交付申請審査、交付決定事務 など							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 (地独)鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所が有する「電波暗室」の改修を行うもので、その経費を同センターに対し補助する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 改修の必要性 このたび改修を行う「電波暗室」は、平成12年設置後12年経過し、測定試験を行う際に設備の動作不良、異常停止が頻発している状態である。 同センターの電波暗室は、各種国際・国内規格に対応した測定試験が可能となっており、電子部品、電気製品を製造する企業等利用が多く、早急に改修する必要がある。</p> <p>(2) 改修の内容 ・ ターンテーブル・アンテナタワー改修工事 ・ 配電設備改修工事</p> <p>(参考)「電波暗室」の概要 部屋内部が外来の電波(電磁波)から遮蔽されるとともに、内壁に電波吸収材料を貼り付けることにより、電波(電磁波)の反射がない環境の特殊な部屋。 外来の電磁波の影響、反射する電磁波の影響を受けない環境で、電気製品から出される不要な電磁波の測定や、電磁波による誤動作等の評価を行う。</p>								
 <p>[電波暗室の写真]</p>								
(地独)鳥取県産業技術センター評価委員会運営事業	912	917	△5				912	
トータルコスト	4,090千円(前年度4,135千円)[正職員:0.4人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の運営に要する経費								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

13款 諸支出金

1項 公営企業支出金

産業振興総室(内線：7664) → 事業実施：立地戦略課

1目 鳥取県営工業用水道事業会計支出金

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源					
事業会計出資金 事業(鳥取地区)	219,714	214,759	4,955				219,714					
トータルコスト	219,714千円 (前年度 214,759千円) [正職員：0.0人]											
主な業務内容	申請書の審査・支出金の交付手続											
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致推進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る (平成19～30年度の間に企業立地件数150件)											
事業内容の説明												
1 事業の目的・概要 鳥取県企業局が行う鳥取地区工業用水道事業の経営の健全化を確保するため、一般会計からの出資を行う。												
2 主な事業内容 鳥取地区において、工業用水を一部給水するため企業局が先行投資を行っており、その整備に要した起債の元金償還金について出資を行う。												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>出資金の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取地区工業用水道事業に係る出資金</td> <td>219,714千円</td> </tr> </tbody> </table>		出資金の名称	金額	鳥取地区工業用水道事業に係る出資金	219,714千円			
出資金の名称	金額											
鳥取地区工業用水道事業に係る出資金	219,714千円											
3 これまでの取組状況、改善点 ・鳥取地区の企業は割高な上水道を利用しており、安価かつ安定的な供給が可能となる工業用水道の整備が急務であった。 ・企業局は、暫定水利権の許可を受け、平成10年4月1日より一部給水を開始し、殿ダムが平成23年度に完成したことから平成24年4月より本格給水可能となっている。 ・しかしながら、これまで鳥取地区の企業へ工業用水道の切り替えの働きかけを行ってきたが、大口ユーザーの大幅な減量もあって、予定契約水量が計画給水量(27,900m <sup>3</sup> /日)の半分にも満たない状況であり、鳥取地区工業用水道事業に先行投資した経費が工業用水の料金収入では賄いきれず、企業局経営の健全性を確保する必要があることから引き続き出資を行うものである。(出資については、平成11年度から行っている。)												

平成25年度一般会計当初予算説明資料

産業振興総室（内線：7657）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 受注対策 緊急支援事業	(7,974)	(0)	(7,974)			(7,974)		

事業内容の説明

※緊急雇用創出事業で一括計上

1 事業の目的・概要

大手企業の事業再編、海外進出などの厳しい状況の中、県内製造業は、受注減などにより危機的状況にあり、受注の確保が急務となっている。本県企業の受注状況は、関西地域での成約割合が高く、平成24年度は、県関西本部に（公財）鳥取県産業振興機構の受注促進コーディネーター1名が駐在して活動しているが、関西圏からの一層の受注促進を図るため、（公財）鳥取県産業振興機構に2名（本部駐在1名、関西本部駐在1名）の受注促進コーディネーターを増員配置する。

2 事業内容

平成25年度は、当該受注促進コーディネーター1名（別途、（公財）鳥取県産業振興機構運営費交付金により予算要求中）に加え、当事業により2名の受注促進コーディネーターを配置（本部駐在1名、関西本部駐在1名）し、3名が連携し、個々の企業ではできない取組を行う。

<H24の体制：1名体制>※関西本部駐在1名【（公財）鳥取県産業振興機構運営費交付金】

- 関西圏域を活動範囲とし、受注開拓活動を行っている。
- 関西広域連合に加入し、関西での商談会に参加する企業のフォローアップが必要になるなど、新たな業務が生じている。



<H25の体制：3名体制>

※関西本部駐在1名、本部駐在1名【本事業】

+ 関西本部駐在1名【（公財）鳥取県産業振興機構運営費交付金】

■重点を絞った受注開拓活動を行う。

- 日頃の活動範囲を兵庫県まで広げるとともに、兵庫県、京都府など工業団地が多数点在している地域で受注開拓活動を行う。
- ユニット型受注（設計から完成品までの一括受注、関連部品の集合受注等）や、重点取組分野（省エネ・環境関連企業等）からの受注など、重点を絞った受注開拓活動を行う。
- （公財）鳥取県産業振興機構が県内の技術力の高い企業を対象に実施する大手企業向けの提案型商談会において、出展企業の技術提案力を高めるような支援を行い、企業の長期的な受注につなげていく。
- 関西広域連合が実施する商談会、展示会等で、出展企業の支援を行うとともに、関西広域連合に関係する企業群との関係を深め、新規受注開拓を図る。

《本事業で増員配置する者の主な担当業務》

関西本部駐在（1名）：大阪府、兵庫県など関西圏での受注案件の情報収集、発掘等  
本部駐在（1名）：発掘された受注案件の県内企業への紹介、マッチング等

3 これまでの取組状況、改善点

関西本部駐在の受注促進コーディネーター1名が、関西圏での受注開拓を実施してきた。今後は関西本部駐在2名、本部駐在1名の受注促進コーディネーターが連携して活動し、関西広域連合加入や鳥取自動車道全線開通などによる優位性を活用しながら、より一層の受注促進を図る。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
2目 商業振興費

市場開拓課(内線:7832)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食のみやこ鳥取県推進事業(とっとり逸品販路拡大支援事業)	21,523	18,281	3,242				21,523	
トータルコスト	39,000千円(前年度33,178千円)[正職員:2.2人]							
主な業務内容	県物産展、県フェアの開催、県外見本市への出展支援 など							
工程表の政策目標(指標)	県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年度に開催される「食博覧会・大阪」及び「第25回全国菓子博覧会」において本県の食の魅力の発信を行う。また、県内事業者の県外へ向けた販路開拓支援を図り、県内事業者とのマッチングや情報交換の場を提供することにより、食のみやこ鳥取県の確立を図る。

【食博覧会・大阪の概要】

- ・開催時期:平成25年4月26日～5月6日(11日間)
- ・開催地:インテックス大阪(大阪市)
- ・入場予定者数:約600,000人

【第26回全国菓子大博覧会・広島(ひろしま菓子博2013)の概要】

- ・開催時期:平成25年4月19日～5月12日(24日間)
- ・開催地:広島県広島市(旧広島市民球場跡地ほか)
- ・入場予定者数:約800,000人

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業内容	予算額
①「食博覧会・大阪」出展事業 4年に1度開催される「食博覧会・大阪」において食をはじめとする本県の魅力を発信するとともに県産品の販路拡大を推進する。	別途 (関西本部)
②「食のみやこ鳥取県」銘菓PR事業 「第26回全国菓子博覧会」に鳥取県菓子工業組合が出展する取組に対して支援する。	1,200
③物産展や県フェアの開催 百貨店、スーパー、飲食店、ホテルなどにおいて物産展や県フェアを開催する。 ・百貨店2件(銀座三越、名古屋高島屋) ・量販店1件(関西圏のイオン店) ・ホテル、飲食店等(大都市部3店)	6,618
④県外見本市への出展支援 食品全体を対象とする見本市に参加する取組に対して支援する。 ・スーパーマーケット・トレードショー ・三井食品フードショー ・ジャパンインターナショナルシーフードショー	3,846
⑤県外催事出展事業者への旅費支援 県外で行われる鳥取県フェアに出展する事業者に対して旅費の一部を支援する。	1,680
事務費	8,179
合計	21,523

3 これまでの取組状況、改善点

○これまでの取組状況

- ・県内外の量販店、外食店等との商談会、県物産展や県フェア、見本市への出展支援等を継続的に実施している。

○改善点

- ・情報発信力の高い県フェア、見本市に特化して実施する。特に、イオンの県フェアにおいては「食のみやこ鳥取県」だけでなく、「とっとりグリーンウェーブ」、「全国都市緑化フェア」「まんが王国とっとり」など本県の魅力を総合的に発信する。
- ・県外の催事出展事業者への旅費支援は、首都圏以外の県外の催事も対象とするよう制度拡大し、県内事業者が県外に打って出る環境を整備する。
- ・鳥取県のゆかりの店で行う県産食材PR試食会及びビジネス向上研修は廃止する。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
2目 商業振興費

市場開拓課 (内線:7832)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県物産協会運営費	24,583	24,909	△326				24,583	

トータルコスト 28,555千円 (前年度 27,432千円) [正職員:0.5人]

主な業務内容 補助金業務、協会との事業調整など

工程表の政策目標(指標) 県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(社)鳥取県物産協会が実施する物産展、アンテナショップ、民工芸インショップの推進に要する経費(人件費及び活動経費)について支援を行う。

2 主な事業内容

鳥取県物産協会運営費補助金(24,583千円)

○補助対象経費

(単位:千円)

役職等	業務内容	予算額
物産展等事業	・物産展の出展調整、売り場管理、帳合いなどの催事運営全般	9,850
アンテナショップ支援事業	・県内商品、催事出展等の掘り起こし ・情報フィードバックによる商品開発、改良の支援	4,714
民工芸支援事業	・民工芸事業者と県内外の販売店、物産展等の出品をマッチング、コーディネート	4,087
関西圏販路開拓支援事業	・千里大丸のフェアやトリピーショップ、物産展等の調整、運営や企業訪問による販路開拓を支援	4,783
標準事務費		1,149
計		24,583

○補助率:10分の10

3 これまでの取組状況、改善点

[物産協会の概要と役割]

①物産協会の概要

- ・会長 小谷寛((有)亀甲や代表取締役)
- ・会員数 140社
- ・設立年月日 昭和48年1月1日

②県内の物産全体を取り扱う公益性の高い唯一の団体である。

③物産展等での出展者調整、売り場管理など催事運営に精通し、帳合機能を有している。

④物産協会(員)として信用力を有している。

[物産協会の体制]

平成24年度から事務局(物産展等担当)2名、販路開拓マネージャー1名、アンテナショップコーディネーター1名、民工芸品コーディネーター1名の合計5名(このほかネット、カタログ販売については物産協会自主財源の範囲内で実施)

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
2目 商業振興費

市場開拓課（内線：7832）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
共販組織自立支援事業	4,837	6,449	△1,612				4,837	
トータルコスト	5,631千円（前年度 7,254千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、補助金支出団体との連絡調整 など							
工程表の政策目標（指標）	ITなど新しい販売方策の取組支援：インターネット販売等の新たな販売方法により販売機会を増やす							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要                      県外への販路拡大を指向しているが、小規模であり営業力・体制等が弱いため単独での取組が難しい県内の中小食品事業者を中心に組織された事業協同組合の共同販売事業を支援する。</p> <p>2 主な事業内容                      鳥取県こだわり物産販売協同組合は、県全域を活動区域とし、組合員も県下全域にまたがっており、組合活動支援を通して県産品を製造販売する県内全域の小規模事業者への波及効果が広く見込まれる。このようなモデル的な取組を実施する「鳥取県こだわり物産販売協同組合」が行う事業に対して補助を行い、組合の自立に向けた取組を支援する。</p> <p>○鳥取県こだわり物産販売協同組合の概要                      ①設立年月日：平成20年5月23日                      ②組織概要：組合員10社、準組合員29社、賛助組合員12社                      ③事業概要：組合員が製造又は取り扱う県内の食料品・加工品を、組合名義の決済口座を通じて販売する。                      また、展示・商談会への出展や、販路開拓プロデューサーによる県外バイヤー企業の訪問等による販路開拓並びに新商品開発を行う。</p> <p>○補 助 率：1/2                      ○補助対象経費：人件費（販路開拓プロデューサー、事務員）及び活動経費</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点                      ○平成21年度からふるさと雇用再生特別基金を活用して共同販売事業を実施。                      ○将来的な自立を目指して、組合加入促進や職員給与の削減等の経営改善の取り組みを引き続き行う。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

市場開拓課(内線:7832)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと産業支援事業	18,369	14,170	4,199				18,369	
トータルコスト	23,135千円(前年度 18,997千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	関係事業者との連絡調整、補助金業務、普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	伝統産業及びふるさと産業の振興を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ふるさと産業の振興のため、意欲ある個人・団体への支援や県内等への普及啓発を通じて新商品開発、販路開拓を促進する。  
また、鳥取県の歴史的、文化的財産である手仕事等の技術の伝承と担い手の育成を図ることを目的として、後継者育成に取り組む事業主体に対し支援する。  
さらに、鳥取県郷土工芸品等の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定を行う。

【ふるさと産業】伝統的な技術・技法を用い、地域の特色を生かした製品を生産している産業

1. 因州和紙、2. 弓浜緋、3. 倉吉緋、4. 陶磁器、5. 竹工、6. 酒造、7. 菓子、8. 木製家具、9. 建具、10. クラフト(このうち民芸は、6, 7, 8及び9を除いた6業種)

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	事業内容	予算額
ふるさと産業支援補助金		
新商品開発・販路開拓補助金	国内での商品開発・販路開拓及び海外市場調査・販路開拓を支援	8,100
後継者育成事業費補助金	県内の優れた技能を次世代に引き継ぐため、後継者育成に取り組む市町村、研修受け入れ先等に対して研修等に要する経費の一部を支援	6,990
ふるさと産業推進事業		
民芸品県内販路開拓支援事業	民芸品の新規取扱い店舗及び民芸若手の県内展示販売会に対して装飾やPR経費を支援	700
普及拡大促進支援事業	県内に点在する郷土工芸品等を紹介する冊子「鳥取の手仕事」を改版・配布	200
鳥取県郷土工芸品の指定・伝統工芸士の認定	市町村から推薦があった民芸品や製作者を調査し、指定・認定	236
事務費		2,143
合計		18,369

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県郷土工芸品48品目、鳥取県伝統工芸士48名を認定。
  - ・関係補助金制度を見直し、新たに「ふるさと産業支援補助金」として新商品開発・販路開拓及び後継者育成支援を行う。
- (主な変更点)
- ・起業・就業後5年以内の若手事業者を対象に補助率を2/3に引き上げ。
  - ・後継者育成対象をふるさと産業事業者及び3親等以内の研修に拡大。
  - ・伝統産業事業者及び後継者の県外派遣事業対象期間を3月以上から1月以上に拡大。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

市場開拓課 (内線:7832)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
弓浜緋産地維持緊急対策事業	7,992	6,268	1,724				7,992	
トータルコスト	11,170千円 (前年度 9,486千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	関係団体との連絡調整、補助金業務							
工程表の政策目標(指標)	伝統工芸品の振興:弓浜緋等の伝統工芸品の振興を図るため、後継者の育成、販路開拓、商品開発を行う							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年9月に国の伝統的工芸品の指定を受けた「弓浜緋」が事業者の減少、従事者の高齢化等により産地の存続が危惧される状況にあることから、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく第3次振興計画として、鳥取県弓浜緋協同組合が主体となり県の弓浜がすり伝承館(昭和44年建築)を活用した人材育成及び新商品開発、普及啓発等を図る取組に対し、県・地元市(米子市、境港市)で支援する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	内 容	予算額
鳥取県弓浜緋産地維持緊急対策事業費補助金	<b>【人材育成費】</b> 弓浜緋の後継者を育成するための研修の実施に助成 ・負担割合 国庫対象分 : 国2/3、県1/6、両市1/6 国庫対象外分 : 県1/2、両市1/2 ・研修内容・期間 手仕事による技法の習得等(週5日、3年間平成25年8月修了予定) ・研修生 : 3名 ・講師 : 嶋田悦子氏(鳥取県無形文化財保持者)	705
	<b>【研修・滞在費支援助成】</b> 滞在費、家賃を助成(3名) ・滞在費助成 : 月5万円以内 ・家賃助成 : 月1万円以内 ・負担割合 : 県1/2、両市1/2	800
	研修修了者助成 研修修了後1年以内に限り起業に必要な設備投資及び作業所等家賃助成を実施(補助率:県1/2)	4,050
	<b>【公益的事業】</b> 普及啓発、情報発信経費に対する支援 ・負担割合 国庫対象分 : 国2/3、県1/6、両市1/6 国庫対象外分 : 県1/2、両市1/2 <b>【収益的事業】</b> 主催型展示会、企画員の配置、新商品開発等に対する支援 ・負担割合 国庫対象分 : 国2/3、県1/6、両市1/9、組合1/18 国庫対象外分 : 県1/2、両市1/4、組合1/6	698
販路開拓等事業助成		784
標準事務費		955
計		7,992

3 これまでの取組状況、改善点

国、県、地元市の支援のもと平成19年度から協同組合が後継者人材育成研修を行い、第1期生3名が起業した。更なる後継者養成のため、平成22年度から新たに3名で第2期研修を実施中である。研修修了後の産地支援のあり方について、協同組合、県、地元市、学識関係者で検討の結果、平成25年度から第3次振興計画として行う販路開拓等事業に対して支援を行うこととした。



平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3982）

2項 工鉱業費

→事業実施：中部総合事務所地域振興局

2目 中小企業振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 中部発！町工場活性化支援事業	4,427	0	4,427				4,427	
トータルコスト	6,810千円（前年度 0千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	(公財)鳥取県産業振興機構が構築する町工場活性化支援ネットワークの運営、共同受注体制の整備 など							
工程表の政策目標(指標)	商工業の振興：企業の体質強化を図るために、経営・技術支援の体制を整備し、元気な企業の集積を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県中部地区は、農業生産額が多く、農業団体等がライスセンター、選果場等の施設を保有しているが、機械類については県外の機械メーカーが製造し、保守点検、修理を実施している。これらに要する費用（技師派遣旅費、宿泊費、技術料等）は多額にのぼり、その削減が課題となっている。これを地元町工場が担えるように体制を構築することによって、農家の負担を減らし、地元企業にヒト・モノ・カネを循環させ、地域の活性化を図る。

2 主な事業内容

《事業体制の構築》

事業の円滑化を図るため、農業団体、町工場、(公財)鳥取県産業振興機構、県、市町等の関係機関が連携・協力するための「ネットワーク」を形成し、設備の保守点検、修理を実施する。

《事業概要》

(単位：千円)

実施機関	予算額	内 容
公益財団法人 鳥取県産業振興機構	4,407	機構がコーディネーター(非常勤職員)1名を雇用。県中部総合事務所に在駐し、県と一体となって下記事業を実施する。 ・農業団体等との連携構築 ・町工場による共同受注体制の構築 ・町工場の技術研修会、見学会、企業説明会の開催 ・町工場の技術力ガイドブックの作成 ・受発注取引の斡旋
中部総合事務所	20	・町工場活性化支援ネットワークの形成 ・先行共同受注グループとの意見、情報交換会の開催

3 これまでの取組状況、改善点

《取組状況》

- (1) 中部管内の町工場の実態調査
  - ・発注企業の規模縮小、撤退で仕事量が激減している。
  - ・受注量の減少、高齢化、後継者難で工場閉鎖を考えている。
- (2) 中部管内企業等の要望聞き取り
  - ・農業団体等が有する設備の修理がしたい。
  - ・保有設備の修理を地元企業に依頼し、コスト低減を図りたい。
- (3) 町工場活性化支援ネットワーク会議の開催
  - ・農業団体、企業、産業支援機関、行政関係者で構成する会議を開催する。
  - ・共同受注体制の構築に向けて関係機関が協議を行う。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
1目 商業総務費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9636）  
→事業実施：西部総合事務所地域振興局  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
商工労働施策推進費	1,055	1,055	0				1,055	
トータルコスト	8,205千円（前年度 4,273千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	企業訪問、商工労働施策・制度の説明、食のみやこ鳥取県の推進 など							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ニーズの掘り起こし：企業訪問件数の増加</li> <li>・求職者の就職支援：就職支援と就職者数の増加</li> <li>・地産地消の推進、食にこだわった地域づくり：学校給食等における地産地消の推進、食に係る取組の強化</li> <li>・地元食材を利用した料理の普及：地元食材を利用した料理を観光客に美味しく食べてもらえる工夫を支援</li> <li>・県西部の農林水産物、それらを活用した加工品、料理のPR：各種マスメディアを利用した情報発信強化</li> </ul>							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 西部総合事務所における商工労働業務の推進に要する事務的経費（標準事務費 1,055千円）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 企業ニーズの掘り起こし 建設業新分野進出、農商工連携、増設など積極的な事業を検討している事業者を発掘するため、県西部管内の企業訪問を実施し、個々の実情に応じた適切な支援となる補助金や融資などの助成制度についての情報を提供する。</p> <p>(2) 商工労働施策の普及啓発及び連絡調整 商工関係では商工団体、関係機関及び企業等に対して、労働関係ではハローワーク、高等学校等関係機関に対して施策説明会、会議・意見交換会の場で、随時、商工及び労働に関する各種助成制度等の情報提供を行い、県の施策の周知を図る。</p> <p>(3) 食のみやこ鳥取県の推進 地産地消の推進と食にこだわった地域づくり、地元食材を利用した料理の普及、県西部の農林水産物とそれらを活用した加工品や料理のPRを図る。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>&lt;取組状況&gt;</p> <p>(1) 企業ニーズの掘り起こし 誘致企業、建設業、製造業サービス業等の中小企業を訪問し、各企業及び業界の状況を把握し、必要に応じて助成制度等の情報を提供した。</p> <p>(2) 商工労働施策の普及啓発 施策説明会、会議・情報交換会の場で、関係機関・企業等に商工労働施策の情報提供を行った。</p> <p>(3) 食のみやこ鳥取県の推進 学校給食等における地産地消の推進と、食に係る民間活動を支援した。 地元食材を利用した料理を普及しようとする店の支援を行った。 西部の農林水産物とそれらを活用した加工品や料理を各種メディアへ情報提供した。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

西部総合事務所県民局 (電話:0859-31-9636)

2 項 工鉦業費

→事業実施:西部総合事務所地域振興局

2 目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) コンテンツ産業拠点化推進事業	7,720	0	7,720				7,720	
トータルコスト	8,514千円 (前年度 0千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	コンテンツ産業コーディネート事業委託、補助金による販路開拓支援							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>まんが王国である鳥取県をコンテンツ産業の拠点とするために、県内のコンテンツ企業の活動を支援するとともに、情報発信等の強化により、新たなコンテンツ企業の立地を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) コンテンツ産業コーディネート事業 (2,720千円)</p> <p>コンテンツビジネスに精通し、業界に人脈、繋がりを持つ一般社団法人山陰コンテンツビジネスパーク協議会に対して、以下の業務を委託し、県内のコンテンツ産業の活性化、拠点化を推進する。</p> <p>ア 県内企業への助言、指導 イ 県内企業と県外企業との引き合わせの調整 ウ 県外への県内企業情報の発信 エ 県外企業の誘致活動</p> <p>(2) 販路開拓支援 (5,000千円)</p> <p>県外で開催される見本市・展示会等への出展に要する経費や県外で店舗内店舗等を設置する際に要する初期投資に対して支援し、販路開拓の支援を行う。 (補助率1/2、上限100万円)</p> <p>なお、海外での販路開拓支援は、他事業の「鳥取県内企業海外チャレンジ支援事業補助金」で対応する。</p> <p>(3) 人材育成 (他事業で対応)</p> <p>「まんが王国発ソフトパワー事業」のコンテンツ産業人材サロンで県内コンテンツビジネス関係者の組織化、セミナー、意見交換の場の設定などを実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>&lt;取組状況&gt;</p> <p>(1) 一般社団法人山陰コンテンツビジネスパーク協議会の活動</p> <p>平成23年に設立された山陰コンテンツビジネスパーク協議会は、平成24年4月に一般社団法人化され、コンテンツに係る地域連携組織として活動している。その中で経済産業省の経営力強化実施地域モデル事業に認定され、10月にはコンテンツ商業拠点である「アルファビル」が整備された。</p> <p>(2) コンテンツ企業の立地</p> <p>人形制作販売の懶スター、アニメ制作の懶ガイナックスの国内唯一の直営店、主にWebデザイナーを養成するデジタルハリウッドSTUDIO米子校などが、まんが王国建国を契機に立地した。</p> <p>(3) 多彩なイベントの開催</p> <p>国際まんが博、国際マンガサミット鳥取大会のみならず、第二次米子映画事変やポップカルチャーフェスティバルなど様々なイベントが「米子ワンダー」として開催されるなど、県内外でポップカルチャーによる街の賑わいづくりが注目された。</p>								

平成25年度当初予算歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目		4款 衛生費	うち商工労働部		
			2項 環境衛生費	4目 環境保全費	
節 別					
1	報 酬	146,065			
2	給 料	1,439,271			
3	職 員 手 当 等	787,376			
4	共 済 費	548,294			
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	賃 金	7,130			
8	報 償 費	64,109	847	847	847
9	旅 費	73,724	438	438	438
	費 用 弁 償	3,299			
	普 通 旅 費	37,202	320	320	320
	特 別 旅 費	33,223	118	118	118
10	交 際 費				
11	需 用 費	261,853	768	768	768
12	役 務 費	75,085	418	418	418
13	委 託 料	1,038,347	3,157	3,157	3,157
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	80,774	736	736	736
15	工 事 請 負 費	35,979			
16	原 材 料 費				
17	公 有 財 産 購 入 費				
18	備 品 購 入 費	185,382			
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	6,709,953	33,943	33,943	33,943
20	扶 助 費	1,222,873			
21	貸 付 金	1,000,352	243,800	243,800	243,800
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金	19,785			
26	寄 付 金	30,500			
27	公 課 費	50			
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	13,726,902	284,107	284,107	284,107
財 源 内 訳	国 庫	1,701,349			
	地 方 債	12,000			
	そ の 他	3,373,965	246,759	246,759	246,759
	一 般 財 源	8,639,588	37,348	37,348	37,348

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費	うち商工労働部			
		1項 労政費	1目 労政総務費		
節 別					
1 報 酬	355,718	329,932	245,636	245,636	
2 給 料	169,326	139,878	55,215	55,215	
3 職 員 手 当 等	86,619	70,490	27,825	27,825	
4 共 済 費	117,647	106,847	62,613	62,613	
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金	24,060	24,060	24,060	24,060	
8 報 償 費	559,761	559,464	425,306	425,234	
9 旅 費	22,918	17,299	8,807	8,485	
費 用 弁 償	12,791	9,373	6,712	6,712	
普 通 旅 費	6,227	4,477	1,951	1,660	
特 別 旅 費	3,900	3,449	144	113	
10 交 際 費	50				
11 需 用 費	45,881	43,846	11,616	11,270	
12 役 務 費	16,528	14,067	7,752	7,425	
13 委 託 料	1,690,593	1,690,488	1,440,081	1,411,929	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	59,260	58,286	29,480	29,440	
15 工 事 請 負 費					
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費	1,264	578			
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,106,384	1,097,298	1,044,955	1,042,388	
20 扶 助 費	303	303			
21 貸 付 金					
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金					
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料					
24 投 資 及 び 出 資 金					
25 積 立 金	9,299	9,299	9,299	9,299	
26 寄 付 金					
27 公 課 費	51	51			
28 繰 出 金	5,292	5,292	5,292	5,292	
予 備 費					
計	4,270,954	4,167,478	3,397,937	3,366,111	
財 源 内 訳	国 庫	422,444	422,444	124	124
	地 方 債				
	そ の 他	2,663,782	2,663,782	2,648,425	2,648,425
	一 般 財 源	1,184,728	1,081,252	749,388	717,562

(単位:千円)

款 項 目		2項			
		2目 労働福祉費	職業訓練費	1目 職業訓練総務費	2目 職業訓練校費
節 別					
1	報 酬		84,296		84,296
2	給 料		84,663	84,663	
3	職 員 手 当 等		42,665	42,665	
4	共 済 費		44,234	31,050	13,184
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	賃 金				
8	報 償 費	72	134,158	46,920	87,238
9	旅 費	322	8,492	150	8,342
	費 用 弁 償		2,661		2,661
	普 通 旅 費	291	2,526	140	2,386
	特 別 旅 費	31	3,305	10	3,295
10	交 際 費				
11	需 用 費	346	32,230	1,082	31,148
12	役 務 費	327	6,315	198	6,117
13	委 託 料	28,152	250,407		250,407
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	40	28,806	56	28,750
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公 有 財 産 購 入 費				
18	備 品 購 入 費		578		578
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,567	52,343	50,138	2,205
20	扶 助 費		303		303
21	貸 付 金				
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費		51		51
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	31,826	769,541	256,922	512,619
財 源 内 訳	国 庫		422,320	43,877	378,443
	地 方 債				
	そ の 他		15,357	82	15,275
	一 般 財 源	31,826	331,864	212,963	118,901

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費	うち商工労働部		
		1項 商業費		1目 商業総務費
節 別				
1 報 酬	68,380	46,871	29,436	3,683
2 給 料	404,910	290,799	235,584	235,584
3 職 員 手 当 等	204,050	146,545	118,720	118,720
4 共 済 費	192,154	146,935	90,975	86,977
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 賃 金				
8 報 償 費	568,571	559,562	3,965	300
9 旅 費	90,844	47,259	25,033	672
費 用 弁 償	10,977	6,932	4,643	
普 通 旅 費	47,803	24,579	15,562	672
特 別 旅 費	32,064	15,748	4,828	
10 交 際 費				
11 需 用 費	64,057	24,289	13,339	845
12 役 務 費	43,413	24,414	15,001	412
13 委 託 料	666,190	294,346	35,293	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	124,415	31,008	12,601	845
15 工 事 請 負 費	10,000			
16 原 材 料 費				
17 公 有 財 産 購 入 費				
18 備 品 購 入 費	2,752	2,000		
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	8,246,691	7,770,156	2,218,674	
20 扶 助 費				
21 貸 付 金	1,407,656	1,365,915	1,079,015	
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				
24 投 資 及 び 出 資 金	2,500	2,500	2,500	
25 積 立 金				
26 寄 付 金				
27 公 課 費				
28 繰 出 金	21,948	21,948		
予 備 費				
計	12,118,531	10,774,547	3,880,136	448,038
財 源 内 訳	国 庫	71,804		
	地 方 債	30,000	30,000	
	そ の 他	1,701,660	1,371,820	1,079,309
	一 般 財 源	10,315,067	9,372,727	2,800,827
				448,021

(単位:千円)

款項目				
		2目	3目	4目
節別		商業振興費	金融対策費	貿易振興費
1	報酬	25,753		
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	3,998		
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	3,485		180
9	旅費	8,892	879	14,590
	費用弁償	2,220		2,423
	普通旅費	3,204	879	10,807
	特別旅費	3,468		1,360
10	交際費			
11	需用費	6,561	766	5,167
12	役務費	4,444	370	9,775
13	委託料	22,193		13,100
14	使用料及び賃借料	5,632	437	5,687
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	1,178,886	804,499	235,289
20	扶助費			
21	貸付金		1,079,015	
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金		2,500	
25	積立金			
26	寄付金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,259,844	1,888,466	283,788
財源内訳	国庫			
	地方債			
	その他	127	1,079,165	
	一般財源	1,259,717	809,301	283,788



(単位:千円)

款 項 目		2項			
		工 鉱 業 費	1目 工 鉱 業 総 務 費	2目 中 小 企 業 振 興 費	5目 産 業 技 術 セ ン タ ー 費
節 別					
1	報 酬	17,435	15,066	2,121	248
2	給 料	55,215	55,215		
3	職 員 手 当 等	27,825	27,825		
4	共 済 費	55,960	55,633	327	
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	賃 金				
8	報 償 費	555,597	355,900	199,697	
9	旅 費	22,226	6,128	15,434	664
	費 用 弁 償	2,289	1,486	139	664
	普 通 旅 費	9,017	3,868	5,149	
	特 別 旅 費	10,920	774	10,146	
10	交 際 費				
11	需 用 費	10,950	3,460	7,490	
12	役 務 費	9,413	4,265	5,148	
13	委 託 料	259,053	6,245	252,808	
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	18,407	4,121	14,286	
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公 有 財 産 購 入 費				
18	備 品 購 入 費	2,000		2,000	
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	5,551,482	3,377,038	1,407,600	766,844
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	286,900		286,900	
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金	21,948		21,948	
	予 備 費				
	計	6,894,411	3,910,896	2,215,759	767,756
財 源 内 訳	国 庫				
	地 方 債	30,000			30,000
	そ の 他	292,511	74	292,437	
	一 般 財 源	6,571,900	3,910,822	1,923,322	737,756

(単位:千円)

款 項 目	13款 諸支出金	うち商工労働部	1項 公営企業支出 金		商工労働部 合 計
			1項 公営企業支出 金	1目 鳥取県営工業 用水道事業会 計支出金	
節 別					
1 報 酬					376,803
2 給 料					430,677
3 職 員 手 当 等					217,035
4 共 済 費					253,782
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金					24,060
8 報 償 費					1,119,873
9 旅 費					64,996
費 用 弁 償					16,305
普 通 旅 費					29,376
特 別 旅 費					19,315
10 交 際 費					
11 需 用 費					68,903
12 役 務 費					38,899
13 委 託 料					1,987,991
14 使 用 料 及 び 賃 借 料					90,030
15 工 事 請 負 費					
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費					2,578
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	6,665,628				8,901,397
20 扶 助 費					303
21 貸 付 金					1,609,715
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金					
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	5,501,965				
24 投 資 及 び 出 資 金	219,714	219,714	219,714	219,714	222,214
25 積 立 金					9,299
26 寄 付 金					
27 公 課 費					51
28 繰 出 金					27,240
予 備 費					
計	12,387,307	219,714	219,714	219,714	15,445,846
財 源 内 訳	国 庫				422,444
	地 方 債				30,000
	そ の 他	122,000			4,282,361
	一 般 財 源	12,265,307	219,714	219,714	219,714

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
4目 環境保全費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金 23,749</li> <li>・鳥取県リサイクル産業クラスター形成支援事業補助金 642</li> <li>・鳥取県リサイクルビジネスモデル支援事業補助金 6,000</li> <li>・鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金 1,050</li> <li>・鳥取県認定グリーン商品普及促進事業補助金 1,600</li> <li>・鳥取県環境産業支援資金融資事業補助金 902</li> </ul>
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県環境産業支援資金融資事業貸付金 243,800</li> </ul>
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よなご若者仕事ふらざマネージャー 1人</li> <li>・若年者就業支援員 8人</li> <li>・就業支援員 4人</li> <li>・非常勤職員(緊急雇用創出事業) 137人</li> </ul>
給料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員 15人</li> </ul>
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県労働者団体社会貢献活動等支援補助金 320</li> <li>・鳥取県雇用維持促進利子助成補助金 6,263</li> <li>・鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金 4,200</li> <li>・市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 1,031,605</li> </ul>
積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 9,299</li> </ul>
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金繰出金 5,292</li> </ul>
2目 労働福祉費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金 176</li> <li>・鳥取県労働者福祉協議会補助金 2,391</li> </ul>
2項 職業訓練費	
1目 職業訓練総務費	
給料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員 23人</li> </ul>
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県職業能力開発協会補助金 25,466</li> <li>・鳥取県技能振興推進事業費補助金 5,974</li> <li>・認定職業訓練助成事業費補助金 17,698</li> <li>・とっどりの技能魅力発信事業補助金 1,000</li> </ul>
2目 職業訓練校費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤講師 8人</li> <li>・巡回就職支援指導員 5人</li> </ul>

項 目		金額(千円)等	
報 酬	・向上訓練等推進員	4人	
	・委託訓練等推進員	5人	
報 酬	・障がい者職業訓練指導員	1人	
	・障がい者職業訓練補助員	1人	
	・障がい者生活指導員	1人	
	・障がい者職業訓練コーディネーター	2人	
	・障がい者職業訓練アドバイザー	1人	
	・障がい者職業訓練コーチ	1人	
	・寄宿舎舎監	2人	
	・非常勤職員(事務)	2人	
	負担金、補助 及び交付金	・職業訓練指導員研修受講負担金	338
		・県事業主団体等委託訓練生組合補助金	1,749
・防災管理者資格取得講習会負担金		5	
・全国職業能力開発校長会負担金		4	
・全国職業能力開発校長会中国支部負担金		14	
・自動車安全運転運行管理者協議会負担金		10	
・県自動車整備振興会負担金		58	
・米子市危険物保安協会会費		8	
・防火管理者資格取得講習会負担金		6	
・安全衛生推進者養成講習負担金		13	
7款 商 工 費			
1項 商 業 費			
1目 商業総務費			
報 酬	・非常勤職員(秘書)	1人	
	・非常勤職員(事務)	1人	
給 料	・一般職員	64人	
2目 商業振興費			
報 酬	・建設業新分野進出アドバイザー兼経営相談窓口相談員	4人	
	・大規模小売店舗立地審議会委員	7人	
	・非常勤職員(コーディネーター)	3人	
	・非常勤職員(事務)	1人	
負担金、補助 及び交付金	・建設業新分野進出事業補助金	53,222	
	・建設業介護ビジネス参入支援事業補助金	25,500	
	・鳥取県中小企業BCP(事業継続計画)策定支援事業補助金	6,000	
	・商店街振興組合指導事業費補助金	1,371	
	・まちなかビジネス創出支援事業補助金	1,563	
	・まちなかビジネス創出支援事業利子補助金	213	
	・小規模事業者等経営支援交付金(商工会議所)	190,377	
	・小規模事業者等経営支援交付金(商工会・商工会連合会)	589,056	
	・中国・四国ブロック商工会女性部交流会開催費補助金	500	

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県中小企業連携組織支援交付金	91,378
	・レディース中央会全国フォーラム開催費補助金	473
	・経営力強化緊急支援事業補助金	44,600
	・まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金	15,000
	・鳥取県運輸事業振興助成補助金	102,497
	・とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業費補助金	27,665
	・(社)鳥取県物産協会運営費補助金	23,434
	・「食のみやこ鳥取県」銘菓PR事業補助金	1,200
・共販組織自立支援事業費補助金	4,837	
3目 金融対策費		
負担金、補助 及び交付金	・企業自立サポート事業補助金(制度金融費)	658,482
	・信用保証料負担軽減補助金	115,376
	・企業立地促進資金貸付金利子補助金	30,641
貸 付 金	・企業自立サポート事業貸付金(制度金融費)	971,537
	・中小企業ハイテク設備貸与資金貸付金	31,141
	・企業立地促進資金貸付金	76,337
投資及び出資金	・経営安定関連保証強化出捐金	2,500
4目 貿易振興費		
負担金、補助 及び交付金	・環日本海圏航路に係る就航経費補助金	46,800
	・鳥取県境港輸出入拠点化支援事業費補助金	22,500
	・(財)環日本海経済研究所賛助会会費	50
	・(公財)鳥取県産業振興機構補助金	31,414
	・日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター運営費負担金	11,872
	・(公財)鳥取県産業振興機構負担金	17,178
	・境港貿易振興会運営費補助金	6,275
	・鳥取県境港利用促進支援事業費補助金	12,000
	・鳥取県境港対岸ビジネス創出支援補助金	24,888
	・(社)ロシアNIS貿易会負担金	312
	・海外における販路拡大拠点支援補助金	13,000
	・鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金	2,500
	・境港大量貨物誘致促進支援事業補助金	37,500
・境港対北東アジア貨物輸入促進支援補助金	9,000	
2項 工 鉱 業 費		
1目 工 鉱 業 総 務 費		
報 酬	・非常勤職員(企業誘致担当参与、企業訪問活動推進員)	3人
	・非常勤職員(事務)	2人
給 料	・一般職員	10人
	・定数外職員	5人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	83,200
	・鳥取県企業立地事業補助金	2,504,698

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・崎津団地基盤整備等補助金	8,453
	・崎津団地承水路維持管理費補助金	1,958
	・鳥取県境港竹内工業団地企業立地促進補助金	7,700
	・鳥取県工業団地再整備事業補助金	364,342
	・鳥取県コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	88,812
	・鳥取県情報通信関連雇用事業補助金	64,751
	・箕蚊屋平野水環境影響評価委員会負担金	3,206
	・鳥取県雇用維持企業再構築支援補助金	10,000
	・鳥取県企業立地事業環境整備補助金	204,918
	・鳥取県製造業生産等改善支援補助金	30,000
	・サテライトオフィス@とっとり構築支援事業補助金	5,000
2目 中小企業振興費		
報酬	・非常勤職員(経営革新)	1人
負担金、補助 及び交付金	・素形材産業高度化総合支援事業費補助金	50,000
	・食の安全・安心プロジェクト推進事業費補助金	47,335
	・青年経済団体会費	468
	・小規模企業者等設備貸与事業に関する損失補償	54,574
	・鳥取県経営革新支援補助金	116,330
	・情報通信産業における人材育成支援事業補助金	1,500
	・クラウドサービスビジネスモデル開発支援補助金	42,236
	・とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援補助金	78,410
	・鳥取県産業振興機構運営費交付金	267,759
	・鳥取県版経営革新支援補助金	294,600
	・鳥取県まんがコンテンツビジネスチャレンジ補助金	12,000
	・戦略的推進分野ICT化ビジネス開発支援補助金	50,000
	・次世代環境ビジネス事業化支援補助金	4,000
	・鳥取県太陽光発電システム取扱事業者協議会支援補助金	150
	・鳥取県環境対策設備導入促進補助金	50,000
	・鳥取県経済成長戦略推進モデル事業補助金	10,000
	・ものづくり事業化応援補助金	55,813
	・農医協働連携事業化補助金	10,890
	・鳥取県発明協会補助金	500
	・鳥取県知的所有権センター運営費補助金	5,349
・鳥取県中小企業外国出願支援事業補助金	1,500	
・知財活用ビジネス支援事業補助金	2,215	
・特許流通支援事業補助金	1,313	
・とっとりバイオフィロンティア動物飼育施設管理補助金	2,552	
・とっとりバイオフィロンティアマウス生産支援補助金	33,864	
・企業自立サポート事業補助金(バイオ産業支援資金)	2,538	
・バイオ産業支援資金利子補助金	1,680	

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・とっとりバイオフィロンティア施設利用料補助金	1,760
	・鳥取県雇用維持企業再構築研究開発補助金	73,073
	・共同受注促進支援モデル事業補助金	18,000
	・鳥取県食品加工施設整備補助金	35,000
	・地域資源活用・農商工連携促進事業(産業振興機構コーディネーター)補助金	7,564
	・新分野転換支援補助金	37,500
	・とっとりEVカーシェア推進事業補助金	10,000
	・鳥取県弓浜餅産地維持緊急対策事業費補助金	7,037
	・ふるさと産業支援補助金	15,090
	・コンテンツ産業拠点化推進事業補助金	5,000
貸付金	・鳥取県産業振興機構施設管理支援資金貸付金	286,900
繰出金	・鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金	21,948
5目 産業技術センター費		
報酬	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター運営費交付金	717,688
	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター運営費補助金	49,156
13款 諸支出金		
1項 公営企業支出金		
1目 鳥取県営工業用水道事業会計支出金		
投資及び出資金	・鳥取県営工業用水道事業会計出資金	219,714

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定期間	左の財源内訳			
				特種支出金	特定地方債	財源その他	一般財源
平成25年度多角化経営支援事業補助	千円 総額37,402千円を限度に交付した。平成25年度は、総額を差し引いた額	千円 0	平成26年度から平成27年度まで	千円	千円	千円	千円
平成25年度介護事業支援事業補助	千円 総額15,000千円を限度に交付した。平成25年度は、総額を差し引いた額	0	平成26年度				
平成25年度安全安心事業補助	千円 総額40,000千円を限度に交付した。平成25年度は、総額を差し引いた額	0	平成26年度				
平成25年度高齢者福祉事業補助	千円 総額100,000千円を限度に交付した。平成25年度は、総額を差し引いた額	0	平成26年度				



事 項	限 度	前年度末までの 支出(見込)額	当 該 支 出 期 間	左の財源内訳				
				特 庫 金	定 地 方 債	源 其 他		一 般 財 源
						支 出 金	支 出 金	
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
平成25年度に 関する 支 援 金 に 関 する 補 償	千円 機 融 金 会 の 協 助 を 受 け た 額 に 限 る 。	千円 0	期 間 中 に 支 出 が な し 。	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	
平成25年度 経 営 に 関 する 補 償	千円 機 融 金 会 の 協 助 を 受 け た 額 に 限 る 。	0	期 間 中 に 支 出 が な し 。	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	千円 限 度 同 じ	

事項	限度	年度額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳				
			支出(見込)額	期間	支出期間	金額	特出	定庫	地方債	財源その他	一般財源
平成25年度再特別損平 成営換す 借関 化に償 滑金補 度円資失 年生別損 再特 成営換す	鳥取県 取に日 関ら補 連た額 取に日 関ら補 連た額 信し政 及の2 保行金 全失の 用て策 及び損 分 証う誠 国補1 協代公 信債を 会位庫 用額限 協が弁 の保を 度と 金濟保 証控と 融機か 金額協 除す 千円	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
平成25年度 職業訓練 業務委託	8,400	8,400	0	平成26年度	平成26年度	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
平成25年度 製造業 支援補 善製	20,000 千円を 交付に 限付に 度交 平成25 年度に た額	0	0	平成26年度から 平成27年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ
平成25年度 団地再 整備補 助(西倉 業業補 助)	80,000 千円を 交付に 限付に 度交 平成25 年度に た額	0	0	平成26年度	平成26年度	56,854	56,854	56,854	56,854	56,854	56,854
平成25年度 新営補 助	80,000 千円を 交付に 限付に 度交 平成25 年度に た額	0	0	平成26年度から 平成27年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ	限度額 に同じ

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額 期 間	当該年度以降の 支出予定額 期 間	左の財源内訳				
				国 支	特 庫 金	定 地 方 債	源 其 他	一 般 財 源
平成25年度 鳥取県 新事業 支援 補助 金	千円 総額200,000千円を限度に 平成25年度に交付した 金額を差し引いた額	千円 0	平成26年度	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円
平成25年度 雇用 再 補 助 金	千円 総額60,000千円を限度に 平成25年度に交付した 金額を差し引いた額	0	平成26年度から 平成27年度まで	千円 限度額に同じ				
平成25年度 美容・健康 事業 委託 料	千円 総額45,000千円を限度に 平成25年度に契約した 金額を差し引いた額	0	平成26年度	千円 限度額に同じ				
平成25年度 とちぎ 事業 支援 補助 金	千円 総額45,000千円を限度に 平成25年度に交付した 金額を差し引いた額	0	平成26年度から 平成27年度まで	千円 限度額に同じ				
平成25年度 まんのび 事業 支援 補助 金	千円 総額6,000千円を限度に 平成25年度に交付した 金額を差し引いた額	0	平成26年度	千円 限度額に同じ				
平成25年度 ICT(情報 技術)支援 補助 金	千円 総額40,000千円を限度に 平成25年度に交付した 金額を差し引いた額	0	平成26年度から 平成27年度まで	千円 限度額に同じ				

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額 期 間	左の財源内訳				一般 財源	
			当該年度以降の 支出予定額 期 間	金 額	財 源			
					特 庫 金	定 地 方 債		源 其 他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
平成25年度 分野事業 展開 支援 緊急 製造 開業 補助	千円 限度決交 を交付に 交付した 金額75,000千円 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 を差引いた 金額	千円 0	平成26年度 平成27年度 から まで	千円 限度額 に同じ	千円	千円		
平成25年度 技術事 業 補助	千円 限度決交 を交付に 交付した 金額17,000千円 平成25年度 平成25年度 平成25年度 を差引いた 金額	0	平成26年度	千円 限度額 に同じ				
平成25年度 製品進 展 補助	千円 限度決交 を交付に 交付した 金額1,050千円 平成25年度 平成25年度 平成25年度 を差引いた 金額	0	平成26年度	千円 限度額 に同じ				
平成25年度 力事 業 補助	30,000	0	平成26年度 平成28年度 から まで	30,000		30,000		
平成25年度 環境事 業 補助	千円 限度決交 を契約し し出した 金額24,860千円 平成25年度 平成25年度 平成25年度 を差引いた 金額	0	平成26年度	千円 限度額 に同じ				
平成25年度 産成事 業 補助	3,201	0	平成26年度 平成30年度 から まで	3,201		3,201		

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 庫 金	定 地 方 債	源 其 他	一 般 財 源
平成25年度 つとろ利用 施設助 成 イ ア 施 補 材	千円 1,761		千円 0	平成26年度から 平成28年度まで	千円 1,761	千円	千円	千円	千円 1,761
平成25年度 も 化 の 支 援 事 業 補 助	補助金総額41,000千円を 平成25年度に交付した 額を差し引いた額 と定付		0	平成26年度から 平成27年度まで	限度額 に同じ				
平成25年度 農・医 事業 連携 促進 補助	補助金総額6,000千円を 平成25年度に交付した 額を差し引いた額 と定付		0	平成26年度から 平成27年度まで	限度額 に同じ				











事項	項目	限度	前年度末までの 支出(見込)額	当該年度 支出期間	以降の 支出額	左の財源内訳			
						国 支	特 庫	定 地	源 其 他
平成21年 支生る 再す	度資補 に 金償 関	千円 融済の額 が位公しす 会代融除と 協う金控度と 証行策を限 保て政額を 用し本填の1 信対日補の1 県にら金分 取関か険2 鳥機額保の	千円 115	平成21年度から 平成24年度まで 平	千円 9,859	千円	千円	千円	千円 9,859
平成18年 支生る 再す	度資補 に 金償 関	千円 融済の額 が位公しす 会代融除と 協う金控度と 証行策を限 保て政額を 用し本填の1 信対日補の1 県にら金分 取関か険3 鳥機額保の	13,214	平成18年度から 平成24年度まで 平	4,816				4,816
平成21年 支生る 再す	度資補 に 金償 関	千円 融済の額 が位公しす 会代融除と 協う金控度と 証行策を限 保て政額を 用し本填の1 信対日補の1 県にら金分 取関か険3 鳥機額保の	0		4,816				4,816

事項	項目	限度	年度	額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳				
					支出(見込)額	金額	支出期間	金額	特庫金	定地方債	源その他	一般財源	
平成19年	子金償	島取関か	鳥機額保の	千円	平成19年度から	千円	平成25年度から	千円	千円	千円	千円	千円	5,763
平成21年	子金償	島取関か	鳥機額保の	0	平成19年度から	0	平成25年度から	5,763					5,763
平成20年	子金償	島取関か	鳥機額保の	0	平成20年度から	0	平成25年度から	2,010					2,010

事項	項目	限度額	前年度末までの支出(見込)額	当期支出間	以降の金額	左の財源内訳			
						国支	特庫金	地方債	その他
平成21年度 平成20年度 平成21年 平成20年 平成21年 平成20年	子金債 ヤに シ関 度資補 度資補 年援失 年援失 年援失 年援失	千円 融済の額 金弁庫たる が位公しす 会代融除と 協う金控度 証行策を限 保て政額を 用し本填1 信対日補の 県にら金分 取関か陵2 機額保の	千円 0	31年 成、に定よ 平ら借にに 成、に定よ 平ら借にに	千円 2,010	千円	千円	千円	千円 2,010
平成21年 平成21年 平成21年 平成21年 平成21年 平成21年	子金債 ヤに シ関 度資補 度資補 年援失 年援失 年援失 年援失	千円 融済の額 金弁庫たる が位公しす 会代融除と 協う金控度 証行策を限 保て政額を 用し本填1 信対日補の 県にら金分 取関か陵2 機額保の	0	22年 成、に定よ 平ら借にに 成、に定よ 平ら借にに	千円 5,677				千円 5,677

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額	当該年度以降の 支出期間	左の財源内訳			
				特 出 金	定 方 債	源 其 他	一 般 財 源
平成21年度再生活に 経営金償 経資補 急失 緊損 生る	千円 金融の用償1 が位公国失分 会代融全損2 協う金びのの 証行策及会額 保て政額合たる 用し本填運しす 信対日補会除と 取県にら金協控度 鳥機額保保額を	千円 17,661 平成21年度から 平成24年度まで	千円 306,294 平成25年度費約こが属年し置期場長が属年 消契と還が翌だ借付た延還が翌 5銭るる償日のた更貸しの償日の 2金係めりる度。変て長そのる度。 成、に定よす年で件け延、後す年で。 平ら借にに了るま条受をはた了るま	千円	千円	千円	千円 306,294
平成22年度再生活に 経営金償 経資補 急失 緊損 生る	金融の用償1 が位公国失分 会代融全損2 協う金びのの 証行策及会額 保て政額合たる 用し本填運しす 信対日補会除と 取県にら金協控度 鳥機額保保額を	千円 4,925 平成22年度から 平成24年度まで	千円 189,858 平成25年度費約こが属年し置期場長が属年 消契と還が翌だ借付た延還が翌 5銭るる償日のた更貸しの償日の 2金係めりる度。変て長そのる度。 成、に定よす年で件け延、後す年で。 平ら借にに了るま条受をはた了るま			千円 189,858	

事項	項目	限度	前年度末までの支出(見込)期間	前年度末までの金額	当該年度以降の支出期間	以降の金額	左の財源内訳			
							国支出	特庫金	定地方債	源その他
平成23年度に 経営活する 力強化資 補償	金償 資補	千円 融済の用償 1 が金弁庫信補の 会代融全損分 協う金ひのの 証行策及金額 保て政親合たる 用し本項連しす 信対日補会除と 県から金協控度 取関か候証を限 機額保保額を	平成23年度から 平成24年度まで	千円 3,542	平成25年度から 平成26年度まで 平成27年度まで 平成28年度まで 平成29年度まで 平成30年度まで 平成31年度まで 平成32年度まで 平成33年度まで 平成34年度まで 平成35年度まで 平成36年度まで 平成37年度まで 平成38年度まで 平成39年度まで 平成40年度まで 平成41年度まで 平成42年度まで 平成43年度まで 平成44年度まで 平成45年度まで 平成46年度まで 平成47年度まで 平成48年度まで 平成49年度まで 平成50年度まで 平成51年度まで 平成52年度まで 平成53年度まで 平成54年度まで 平成55年度まで 平成56年度まで 平成57年度まで 平成58年度まで 平成59年度まで 平成60年度まで 平成61年度まで 平成62年度まで 平成63年度まで 平成64年度まで 平成65年度まで 平成66年度まで 平成67年度まで 平成68年度まで 平成69年度まで 平成70年度まで 平成71年度まで 平成72年度まで 平成73年度まで 平成74年度まで 平成75年度まで 平成76年度まで 平成77年度まで 平成78年度まで 平成79年度まで 平成80年度まで 平成81年度まで 平成82年度まで 平成83年度まで 平成84年度まで 平成85年度まで 平成86年度まで 平成87年度まで 平成88年度まで 平成89年度まで 平成90年度まで 平成91年度まで 平成92年度まで 平成93年度まで 平成94年度まで 平成95年度まで 平成96年度まで 平成97年度まで 平成98年度まで 平成99年度まで 平成100年度まで	千円 163,666	千円	千円	千円	千円 163,666
平成20年度 立訓高練借 校等	門 術ソコ 度技バ 等用料	34,065	平成21年度から 平成24年度まで	25,951	平成25年度から 平成27年度まで	5,716				5,716
平成22年度 立訓高練借 校等	門 術ソコ 度技バ 等用料	6,314	平成23年度から 平成24年度まで	3,818	平成25年度から 平成26年度まで	1,909				1,909

事項	限度	年度	額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳			
				支出(見込)額	金額	支出期間	支出金額	特出金	地方債	その他	一般財源
平成20年度 立米子高等技術 専門校蔵庫賃借料 凍冷			千円 534	平成21年度から 平成24年度まで	千円 323	平成25年度から 平成26年度まで	千円 85	千円	千円	千円	千円 85
平成23年か ち出な支 創補			11,148	平成24年度	226	平成25年度から 平成26年度まで	198				198
平成23年度 立米子高等技術 専門校蔵庫賃借料 凍冷			11,480	平成24年度	3,668	平成25年度から 平成28年度まで	5,683				5,683
平成23年度 立米子高等技術 専門校蔵庫賃借料 凍冷			45,349	平成24年度	8,817	平成25年度から 平成30年度まで	34,533	17,266			17,267
平成24年度 立米子高等技術 専門校蔵庫賃借料 凍冷			総額40,400千円を限 補助金として交付した額を差し引いた額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				40,400

事項	項目	限度	前年度未までの 支出(見込)額	当期 支出 期間	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	左の財源内訳			
						国 支 出 金	特 庫 金	地 方 債	一 般 財 源 其 他
平成24年度 まちづくり 事業補助	ス 子 業 利 金 償 還	千円 7,214	千円 0	平成25年度から 平成27年度まで	千円 7,214	千円	千円	千円	千円 7,214
平成24年度 再生活 支援	関 連 業 務 補 償 金	融済の用償1 金弁庫信補の が位公国失分 会代融全損2 協う金びのの 証行策及会額 保て政額合たる 用し本填連しす 信対日補会除と 県なら金協控度 取関か険証を限 鳥機額保額を	0	平成25年度から 平成27年度まで か貸書ろ完す度、を間合し完す度 度費約こが属年し置期場長が属年 25年消契と還が翌だ借付た延還が翌 2金銭る償日のた更貸しの償日の 成金係めりる度。変て長そのる度。 、に定よす年で件け延、後す年で 平ら借にに了るま条受をはた了るま	6,000				6,000
平成24年度 経営に 関する	金 資 補 償 金 償 還 失 損 強 化	融済の用償1 金弁庫信補の が位公国失分 会代融全損2 協う金びのの 証行策及会額 保て政額合たる 用し本填連しす 信対日補会除と 県なら金協控度 取関か険証を限 鳥機額保額を	0	平成25年度から 平成27年度まで か貸書ろ完す度、を間合し完す度 度費約こが属年し置期場長が属年 25年消契と還が翌だ借付た延還が翌 2金銭る償日のた更貸しの償日の 成金係めりる度。変て長そのる度。 、に定よす年で件け延、後す年で 平ら借にに了るま条受をはた了るま	267,520				267,520



事 項	限 度	額	前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳			
			支 出 間 期	金 額	支 出 間 期	金 額	特 庫 金	定 財 債	財 源	
									国 支 出 金	地 方 債
平成24年度福祉事業 勤労者福祉事業費		千円 48,558		千円 0	平成25年度から 平成26年度まで	千円 48,558	千円	千円	千円	千円 48,558
平成24年度改善支 職場環境費		7,746		0	平成25年度から 平成26年度まで	7,746				7,746
平成24年度技術専門 立高等訓練費		25,000		0	平成25年度から 平成28年度まで	25,000	12,948			12,052
平成24年度産業補助 製造業支援事業補助		限度交付に 総額20,000千円を限度 交付した額を差し引いた 額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				
平成24年度新事業 経営革新支援補助		限度交付に 総額100,000千円を限度 交付した額を差し引いた 額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				
平成24年度企業発 展研究補助		限度交付に 総額60,000千円を限度 交付した額を差し引いた 額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				
平成24年度企業発 展研究補助		限度交付に 総額45,000千円を限度 交付した額を差し引いた 額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				

事項	項目	限度額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
			期	金額	期	金額	特 定 財 源	地方債	その他	一般 財源
平成24年度 鳥取県版 ドコモ 木補助	ウジ業 ラジ事業 クスル デジタル 一モ サス 補助	千円 30,000千円を限度に交付した額 平成24年度から平成24年度までの差引いた額	千円 0	千円 0	平成25年度から平成26年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	
平成24年度 もつ化 応援 事業補助	業 補助	千円 56,250千円を限度に交付した額 平成24年度から平成24年度までの差引いた額	0	0	平成25年度から平成26年度まで	千円 限度額に同じ				
平成24年度 農・業 事業補助	進 促進	千円 6,000千円を限度に交付した額 平成24年度から平成24年度までの差引いた額	0	0	平成25年度から平成26年度まで	千円 限度額に同じ				
平成24年度 バイオ 企業補助	業 事業 補助	6,643	0	0	平成25年度から平成29年度まで	6,643				6,643
平成24年度 とつと フと	業 事業 補助	3,519	0	0	平成25年度から平成27年度まで	3,519				3,519

事項	限度	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出の期間	以降の金額	左の財源内訳			
					国支	特出金	特定地方債	財源その他
平成24年度生別損に償 平成24年度再特別資 経営持する損失補償 借関	千円 鳥取県信用保証協会の 取に日填合額 島関ら補連た額	千円 0	平成25年度から 成25年度まで 平成27年度まで に定よす年で 借にに了るま 受をはた了るま	千円 135,480	千円	千円	千円	千円 135,480
平成24年度再整備 平工業団地補助(若 工事業補助(北台))	300,000	0	平成25年度から 成27年度まで	300,000				300,000
平成24年度再整備 平工業団地補助(布袋)	260,000	0	平成25年度から 成27年度まで	260,000				260,000
平成24年度進業 平同受テ支補 共業進業支補 援助	補助金総額20,000千円を 助ししたた額 と定付したた額	0	平成25年度から 成26年度まで に同じ	限度額 に同じ				
平成24年度活携 平地源連助 農資工補助 事	補助金総額35,000千円を 助ししたた額 と定付したた額	0	平成25年度から 成27年度まで に同じ	限度額 に同じ				

事項	限	年度	額	前年度末までの		当該年度以降の	左の財源内訳						
				支出(見込)額	金額		金額	特庫金	定財債	源その他	一般財源		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度職業訓練事業費			93,727	0	93,727	平成25年度から平成26年度まで	93,727	93,727					
平成24年度技術備專委 県立高等機械専門託			1,551	0	1,551	平成25年度から平成27年度まで	1,551						1,551
平成24年度技術備專委 倉庫訓練賃借料			3,604	0	3,604	平成25年度から平成28年度まで	3,604	1,800					1,804
平成24年度技術給食 米子校務委託			10,386	0	10,386	平成25年度から平成27年度まで	10,386						10,386

議案第7号

平成25年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金	1 一般会計金		千円 21,948	千円 19,110	2,838		千円	
		1 一般会計から繰入	21,948	19,110	2,838	1 一般会計から繰入	21,948	
2 繰越金	1 繰越金		900	0	900			
		1 繰越金	900	0	900			
3 諸収入	1 県預金利子	1 繰越金	900	0	900	1 前年度繰越金	900	
			110,525	118,368	△ 7,843			
			174	198	△ 24			
		1 県預金利子	174	198	△ 24	1 県預金利子	174	
2 貸付収入	2 貸付収入		110,251	116,170	△ 5,919			
		1 中小企業近代化資金貸付金元利収入	110,251	116,170	△ 5,919	1 中小企業近代化資金貸付金元利収入	110,251	
			100	2,000	△ 1,900			
3 雑入	3 雑入	1 雑入	100	2,000	△ 1,900	1 雑入	100	
		歳入合計	133,373	137,478	△ 4,105			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	地方債	その他	繰入金	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 中小企業近代化 資金貸付事業費	1 中小企業近代化 資金貸付事業費		133,373	137,478	△ 4,105	0	0	111,425	21,948			
		1 中小企業高度化 資金貸付事業費	16,664	13,872	2,792	0	0	0	16,664	21 貸付金	16,664	中小企業高度化 資金貸付金
		2 貸付事業運営費	5,606	5,495	111	0	322	5,284		8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料	624 569 100 2,313 2,000	普通旅費 400 特別旅費 169
		3 諸費	111,103	118,111	△ 7,008	0	0	111,103	0	23 償還金、利子 及び割引料 28 繰出金	65,010 46,093	
歳	出	計	133,373	137,478	△ 4,105	0	0	111,425	21,948			

平成25年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1 款 中小企業近代化資金貸付事業費

1 項 中小企業近代化資金貸付事業費

1 目 中小企業高度化資金貸付事業費

2 目 貸付事業運営費

3 目 諸費

経済通商総室（内線：7658）→事業実施：経済産業総室  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				繰入金	繰越金	諸収入	県債	
鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計	133,373	137,478	△4,105	21,948	900	110,525		
トータルコスト	147,672千円（前年度 150,352千円）[正職員：1.8人]							
主な業務内容	債権管理・回収、新規貸付及び借入事務（診断・審査・申請・契約）、会計経理							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調して、中小企業が行う共同事業に対する高度化資金貸付を行う。また、既存貸付債権等の管理回収業務等を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
目	本年度	前年度	比較	事業内容				
中小企業高度化資金貸付事業費	16,664	13,872	2,792	中国ガス事業（協）が地震対策として行う耐久性の高いガス導管への取替事業に対し、長期低利融資を行う。				
貸付事業運営費	5,606	5,495	111	資金貸付、債権管理・回収等のための事務費。				
諸費	111,103	118,111	△7,008	(独) 中小企業基盤整備機構への償還金及び一般会計への繰出金 償還金 65,010 (69,783) 繰出金 46,093 (48,328)				
計	133,373	137,478	△4,105					
3 これまでの取組状況、改善点								
中小企業近代化資金助成事業特別会計では、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備導入資金により中小企業者等へ長期・個別の融資や設備貸与等を実施している。								

平成25年度 当初予算歳出事項別明細書 (商工労働部:鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計)

(単位:千円)

節	款 項 目	1款 中小企業近代化資金貸付事業費					商工労働部 合計
		うち商工労働部					
		1項 中小企業近代化資金貸付事業費				3目 諸 費	
1目 中小企業高度化 資金貸付事業費	2目 貸付事業運営費						
1	報 酬						
2	給 料						
3	職員手当等						
4	共 済 費						
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	賞 金						
8	報 償 費	624	624	624		624	624
9	旅 費	569	569	569		569	569
	費用弁償						
	普通旅費	400	400	400		400	400
	特別旅費	169	169	169		169	169
10	交 際 費						
11	需用費	100	100	100		100	100
12	役 務 費	2,313	2,313	2,313		2,313	2,313
13	委 託 料	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000
14	使用料及び賃借料						
15	工事請負費						
16	原 材 料 費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金						
20	扶 助 費						
21	貸 付 金	16,664	16,664	16,664	16,664		16,664
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	65,010	65,010	65,010		65,010	65,010
24	投資及び出資金						
25	預 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費						
28	繰 出 金	46,093	46,093	46,093		46,093	46,093
	計	133,373	133,373	133,373	16,664	5,606	111,103
財 源 内 訳	国庫支出金						
	地方債						
	その他	111,425	111,425	111,425		322	111,103
	繰入金	21,948	21,948	21,948	16,664	5,284	21,948



節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1 款 中小企業近代化資金貸付事業費		
1 項 中小企業近代化資金貸付事業費		
1 目 中小企業高度化資金貸付事業費		
貸 付 金	・ 中小企業高度化資金貸付金	16,664
3 目 諸 費		
償還金、利子 及び割引料	・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構償還金	65,010
繰 出 金	・ 一般会計繰出金	46,093

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
中小企業高度化 資金貸付金	602,082	562,585	0	35,872	526,713
合 計	602,082	562,585	0	35,872	526,713

区 分	鳥取県企業立地等事業助成条例の全部改正について																																												
提 出 理 由	<p>1 提出理由 現下の厳しい雇用情勢等に鑑み、平成24年度限りで失効期限を迎える鳥取県企業立地等事業助成条例について、平成25年度以降も企業立地事業補助金の交付を継続することとし、併せて補助金の区分の簡素化を図る等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 企業立地事業補助金のうち、製造業等に係るものの補助金額の区分を現行5区分から2区分に再編するとともに、交付限度額を引き上げる。</p>																																												
理 由	<p>[現行]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">補 助 区 分</th> <th colspan="4">投資額 20億円超</th> <th rowspan="2">投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産額 140億円超</th> <th>投下固定資産額 70億円超</th> <th>投下固定資産額 20億円超</th> <th>投下固定資産額 20億円以下</th> </tr> <tr> <td>増加する 常時雇用者数</td> <td>100人以上</td> <td>50人以上</td> <td colspan="2">30人以上</td> <td>10人以上 (県内中小企業は3人以上)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="2">投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%</td> <td colspan="2">投下固定資産額の 10%</td> <td>投下固定資産額の 10%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>30億円</td> <td>20億円</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> <td>2億円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[改正後]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>補 助 区 分</th> <th colspan="2">投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)</th> </tr> <tr> <td>増加する 常時雇用者数</td> <td>30人以上</td> <td>10人以上 (県内中小企業は3人以上)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%</td> <td>投下固定資産額の 10%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>30億円</td> <td>5億円</td> </tr> </table>					補 助 区 分	投資額 20億円超				投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)	投下固定資産額 140億円超	投下固定資産額 70億円超	投下固定資産額 20億円超	投下固定資産額 20億円以下	増加する 常時雇用者数	100人以上	50人以上	30人以上		10人以上 (県内中小企業は3人以上)	補助率	投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%		投下固定資産額の 10%		投下固定資産額の 10%	限度額	30億円	20億円	10億円	10億円	2億円	補 助 区 分	投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)		増加する 常時雇用者数	30人以上	10人以上 (県内中小企業は3人以上)	補助率	投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%	投下固定資産額の 10%	限度額	30億円	5億円
補 助 区 分	投資額 20億円超				投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)																																								
	投下固定資産額 140億円超	投下固定資産額 70億円超	投下固定資産額 20億円超	投下固定資産額 20億円以下																																									
増加する 常時雇用者数	100人以上	50人以上	30人以上		10人以上 (県内中小企業は3人以上)																																								
補助率	投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%		投下固定資産額の 10%		投下固定資産額の 10%																																								
限度額	30億円	20億円	10億円	10億円	2億円																																								
補 助 区 分	投資額 1億円超 (県内中小企業は3千万円)																																												
増加する 常時雇用者数	30人以上	10人以上 (県内中小企業は3人以上)																																											
補助率	投下固定資産額の 20億円超部分 × 15% 20億円以下部分 × 10%	投下固定資産額の 10%																																											
限度額	30億円	5億円																																											
概 要	<p>(2) 企業立地等事業の認定要件に、認定を受けようとする企業立地等事業及び事業計画が適当なものであることを加える。</p> <p>(3) 企業立地等事業の認定の手続き等を定める。</p> <p>(4) 東日本大震災等で直接罹災した工場の移転に対する加算措置（投下固定資産額×10%）を廃止する。</p> <p>(5) 本条例は、経済情勢、雇用情勢等の変化等を勘案して随時見直すものとする。</p> <p>(6) 施行期日 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>																																												

## 鳥取県企業立地等事業助成条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成 15 年鳥取県条例第 4 号）の全部を改正する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。
- (2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第 1 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
  - ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）
  - イ 情報処理・提供サービス業に属する事業
  - ウ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業
  - エ 自然科学研究所に属する事業
  - オ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業
  - カ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの
- (3) 情報通信関連雇用事業 前号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第 2 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
- (4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であって、次条第 3 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
  - ア 第 2 号カに掲げる事業
  - イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業
- (5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 4 号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が要綱で定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。）をいう。
- (6) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が 5 年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の 5 年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を除く。）をいう。
- (7) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- (8) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条に規定

する短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。）のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

(10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であって、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。

(11) 投下環境有益固定資産額 投下固定資産額のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に係る家屋及び償却資産の取得に要するものをいう。

(12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

#### （企業立地等事業の認定）

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内（知事が要綱で定める地域に限る。）において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適切であること。

2 知事は、前条第2号イからエまでに掲げる事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。）の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適切であること。

3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適切であること。

4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができ

る。

(補助金の交付)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。
- 3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。
- 4 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 5 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。
  - (1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの
  - (2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係る第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

2 事業実施者は、前項の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項

第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る旧条例第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化に応じてこの条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	<p>第2条第2号アに掲げる事業</p> <p>(1) 投資額が1億円(県内中小企業にあっては、3,000万円)を上回ること。</p> <p>(2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。</p>	<p>(1) 常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあっては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</p> <p>ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)において同じ。)を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>(ア) 20億円以下の金額 100分の10</p> <p>(イ) 20億円を超える金額 100分の15</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) (1)以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号イに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額(2億円を限度とする。)</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。)</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号エ及びオに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。)</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の30を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>

第2条第2号カに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
情報通	第2条第2号イに掲げる事業	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額(1,200万円を限度とする。)
信関連雇用事業	第2条第2号ウ及びエに掲げる事業 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。	(2) 専用通信回線(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(2,000万円を限度とする。)
コンテンツ	第2条第2号カに掲げる事業 常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業の実施前より増加した常時雇用労働者(第2条第4号イに掲げる事業にあっては、県内転入者は2人までとする。)のうち引き続き6月以上同時に雇用したものの最大数(前年までのコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付対象となった数を控除し、その数を順次合計した数の上限を100とする。)に50万円を乗じて得た額
事務管理関連雇用事業	第2条第4号イに掲げる事業 常時雇用労働者(県内転入者は、2人までとする。)が5人以上増加すること。	(2) 事業所又は設備(新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り。)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。) (3) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(新たに締結され、又は変更されたものに限り。)に基づき支払う費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(500万円を限度とする。)

備考1 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の



2 第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。

2 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

3 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2（第5条関係）

<p>1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>	<p>投下環境有益固定資産額に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）</p>
<p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの          (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業          (2) 先進的な技術を活用する事業          (3) 県内の資源を活用する事業          (4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）          (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額          ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10          イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10          ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5          (2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額          ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50          イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25</p>
<p>3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
<p>4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>

<p>区 分</p>	<p>鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県内全域を対象に企業ニーズに的確に対応した職業訓練を提供できるよう、その企画、立案及び実施を一元化するため、2つの高等技術専門校を統合する。</p> <p>2 概 要                  (1) 倉吉市に鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）を置き、倉吉高等技術専門校及び米子高等技術専門校をそれぞれセンターの倉吉校及び米子校に改める。                  (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等                  ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。                  イ 所要の経過措置を講ずる。                  ウ 鳥取県手数料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p><u>鳥取県立産業人材育成センター条例</u></p>	<p><u>鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例</u></p>										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>法第16条第1項の規定により県が設置する職業能力開発校の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他職業能力開発校の運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他専門校の運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p>										
<p>(職業能力開発校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 <u>職業能力開発校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立産業人材育成センター	倉吉市	<p>(専門校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 <u>専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立倉吉高等技術専門校</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子高等技術専門校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立倉吉高等技術専門校	倉吉市	鳥取県立米子高等技術専門校	米子市
名称	位置										
鳥取県立産業人材育成センター	倉吉市										
名称	位置										
鳥取県立倉吉高等技術専門校	倉吉市										
鳥取県立米子高等技術専門校	米子市										
<p>2 <u>鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の職業訓練を行う施設の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター倉吉校</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター米子校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	倉吉市	鳥取県立産業人材育成センター米子校	米子市	<p>2 <u>専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、<u>専門校の行う職業訓練とみなす。</u></u></p>				
名称	位置										
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	倉吉市										
鳥取県立産業人材育成センター米子校	米子市										
<p>3 <u>センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、<u>センターの行う職業訓練とみなす。</u></u></p> <p>(職業訓練の基準)</p> <p>第3条 <u>センターの行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>センターの行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(職業訓練の基準)</p> <p>第3条 <u>専門校の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>専門校の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>										

(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 略

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるためセンターの入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるためセンターへの入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。

2 略

(受講料の徴収)

第9条 センターの短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。

2 略

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他センターの運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。

(専門学校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 略

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、専門学校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 専門学校を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるため専門学校の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるため専門学校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 専門学校の普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。

2 略

(受講料の徴収)

第9条 専門学校の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。

2 略

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、専門学校の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他専門学校の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立高等技術専門校に在籍していた者であつて、訓練期間の末日が施行日以後であるものは、施行日以後、鳥取県立産業人材育成センターに在籍するものとする。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立産業人材育成センター</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円</p> <p>(202)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立高等技術専門校</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円</p> <p>(202)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

区 分	財産を無償で貸し付けること（米子勤労者体育センター及び周辺施設の用地）について							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県内の勤労者の福祉の増進と県民の豊かさの向上を目的として、米子勤労者体育センター及びその周辺の用地のうちの県所有分について、引き続き米子市へ無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>米子市尾高2346番1 ほか78筆</td> <td style="text-align: center;">55,932.51平方メートル (持分2分の1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 米子市加茂町一丁目1番地 米 子 市</p> <p>(3) 貸付期間 平成25年3月31日から平成35年3月30日まで</p>		種 類	所 在 地	数 量	土 地	米子市尾高2346番1 ほか78筆	55,932.51平方メートル (持分2分の1)
種 類	所 在 地	数 量						
土 地	米子市尾高2346番1 ほか78筆	55,932.51平方メートル (持分2分の1)						

区 分	財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          県有財産の有効活用を図るとともに、伝統的工芸品である弓浜緋について鳥取県弓浜緋協同組合が産地維持を図るために行う伝統技術の伝承及び普及啓発の活動の用に供するため、同組合に土地及び建物を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要          (1) 財産の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>境港市麦垣町字蔵本灘86番2</td> <td>2,764.26平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建 物</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>523.28平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方          境港市麦垣町86番地          鳥取県弓浜緋協同組合</p> <p>(3) 貸付期間          平成25年11月1日から平成30年3月31日まで</p>		種 類	所 在 地	数 量	土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26平方メートル	建 物	〃	523.28平方メートル
種 類	所 在 地	数 量									
土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26平方メートル									
建 物	〃	523.28平方メートル									

